平成２４年６月第２回室戸市議会定例会会議録（第２号）

１．日　時　　平成２４年６月１８日（月）

２．場　所　　室戸市議場

３．出席した議員の番号及び氏名

１番　北　岡　幸　男	２番　亀　井　賢　夫	３番　柳　原　只　雄
４番　小　椋　利　廣	５番　脇　本　健　樹	６番　久　保　八太雄
７番　上　野　祥　司	８番　濱　口　太　作	９番　米　澤　善　吾
10番　山　本　賢　誓	11番　山　下　浩　平	12番　堺　　喜久美
13番　町　田　又　一	14番　林　　竹　松	

４．欠席議員　　なし

５．職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局長	谷口稀稔
事務局次長	上松一喜
議事班長	冨士原妙子
議事班主事	田渕正量

６．説明のため出席した者の職氏名

市長	小松幹侍	副市長	木下恵介
総務課長	久保信介	企画財政課長	萩野義興
滞納整理課長	山本康二	財産管理課長	松本大成
税務課長	長谷川貞彦	市民課長	川上建司
保健介護課長	日垣龍二	人権啓発課長	山本俊男
農林水産課長併農業委員会事務局長	川邊幸雄	建設課長	大影伊津夫
商工観光深層水課長	中西政夫	ジオパーク推進課長	和田庫治
会計管理者兼会計課長	池内秒枝子	福祉事務所長	黒岩道宏
教育長	谷村幸利	教育次長兼生涯学習課長	山本　勉
学校保育課長	中屋秀志	水道局長	久保一彦
消防長	久保重章	監査委員事務局長	中山一彦

７．議事日程

日程第１　一般質問

８．本日の会議に付した事件

日程第１

９．議事の経過

次のとおり

午前10時０分　開議

○議長（林　竹松君）　おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

日程に先立ち、諸般の報告をいたさせます。谷口議会事務局長。

○議会事務局長（谷口稀稔君）　おはようございます。

諸般の報告をいたします。

出欠の状況でございますが、定数14名全員出席でございます。

以上で諸般の報告を終わります。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（林　竹松君）　日程第１、一般質問を行います。

順次質問を許可いたします。小椋利廣君。

○４番（小椋利廣君）　おはようございます。

４番、一心会の小椋利廣。６月定例会におきまして、市民を代表して、通告に基づき一般質問を行います。

１番、室戸市の将来像について。

急激に進む人口の減少、極端に進む少子・高齢化など過疎化が進む中で、国立社会保障・人口問題研究所が発表しております日本の将来推計人口も平成22年は１億2,717万6,000人、５年後の平成27年は１億2,543万人、10年後の平成32年には１億2,273万4,000人と推測をされておりまして、日本の人口もこの10年間で約444万2,000人ぐらいが減少をすると言われております。また、高知県の人口も平成22年が77万1,000人、５年後の平成27年が74万1,000人、10年後の平成32年が70万7,000人ぐらいになると言われており、この10年間で約６万4,000人ぐらいが減少するのではないかと言われております。全国47都道府県のうち県内の人口が横ばいでいくか、あるいは微増していく県は、埼玉県、東京都、神奈川県、愛知県、滋賀県、福岡県、そして沖縄県の７都県であると言われており、残る40道府県は全部人口が減少すると言われております。人口の減少について、東日本大震災の被害に遭われました岩手県、宮城県、福島県の３県を除くと、全国でも秋田県に続いて高知県は２番目に人口の減少率が高い県となっておりまして、また高齢化率も島根県に続いて２番目に高い比率で29.0％になると言われております。

本年、平成24年１月13日に高知県下の新人議員の研修会がありました。人口の問題の講義があり、それに基づいて室戸市の人口構造の予測をすると、室戸市の人口は平成24年４月の人口が１万6,254人ですから、５年後の平成28年の人口は１万4,097人ぐらいになると推測をされます。そして、10年後の平成33年の人口は１万1,939人ぐらいになると推測をされ、５年後には2,150人ぐらいの減少、10年後には4,315人ぐらいの人口が減少するというふうに推測をされるところでございます。

室戸市の人口構造は、５年後の平成28年でゼロ歳から14歳までの年少者が7.6％、15歳から

64歳までの生産年齢者層が47.2％、65歳以上の高齢者層が45.2％ぐらいになると推測をされます。また、10年後の平成33年にはゼロ歳から14歳までの年少者率が7.5％、15歳から64歳までの生産年齢者層が43.1％、そして65歳以上の高齢者層の比率が49.4％ぐらいで約半分の50％に届こうかとしておるところでございます。年少者層や生産年齢者層の人口比率は大きく減少していく中で高齢者層の人口比率は増加をしており、それが将来にわたって続いていくのではないかと思われるところでございます。全国的にも集落の消滅や小規模化が進む中で、人口減少社会に向けた室戸市の年少者層、ゼロ歳から14歳までの人口比率、生産年齢者層、15歳から64歳までの人口比率、また高齢者層、65歳以上の人口比率等々、室戸市の人口構造の将来計画にどのように取り組まれていくのか、またその対策はどのように考えていくのか、お伺いをいたします。

２番、防災対策について。

東海・東南海・南海地震など南海トラフで起きる最大クラスの地震を検討している内閣府の有識者会議は、平成24年３月31日の発表では南海トラフのマグニチュードは9.0、震度は7.0と想定をされており、最大級の地震が起きた場合、最悪のケースでは幡多郡黒潮町で34.4メートル、土佐清水市で31.8メートル、我が室戸市でも24.9メートルの非常に高い津波の予測が出されております。高知県と和歌山県、静岡県では最短２分ぐらいで１メートルぐらいの津波が沿岸に到達をし、強い揺れが３分以上続く可能性があり、揺れている最中に津波の第１波が到達をされると言われております。室戸市は海岸線が約50キロメートルと長く、国道55号線を挟んで海側と山側に集落が点在し、前は即海、後ろは即山で、山の斜面も非常に険しく、典型的な海岸段丘の地形のもとに集落が形成をされております。

室戸市は海岸線を通る国道55号線が西から東へ縦貫をしており、国土交通省が発表しております道路の基準高さを少し申し上げますと、羽根岬の国道の高さが9.4メートル、羽根町尾僧が8.9メートル、西灘9.6メートル、吉良川町上町の高さが9.5メートル、黒耳街道7.2メートル、新村不動前8.5メートル、行当岬10メートル、奈良師海岸11.6メートル、多田写真館横の高さが13.1メートルで、室戸市内の国道55号線の中ではここが一番高いところです。菜生6.3メートル、岬港の上の高架橋10.3メートル、ニューむろと前9.4メートル、アクアファーム前、同じく9.4メートル、三津港の上6.2メートル、ここが一番低いところです。椎名、羽坂自動車前6.6メートル、夫婦岩12.9メートル、尾崎の橋の上9.8メートル、佐喜浜町都呂6.6メートル、根丸小山線の分岐点12メートル、入木7.9メートルで、国道55号線の道路の高さはほぼ７メートルから８メートル、９メートル前後の高さで建設されており、菜生と三津の港の上、椎名の羽坂自動車前、佐喜浜町都呂が一番低い箇所となっております。

海面の高さで言いますと、太平洋の春の大潮のときがプラス・マイナス0.0メートルで、通常の平均海面の高さはプラス1.3メーターでありますから、仮に国道55号線の高さを平均プラス８メーターとすると、海面から国道までの高さは6.7メートルしかありません。仮に最悪の

事態、24.9メートルの津波が押し寄せてきたら、今の国道の高さが8.0メーターとすると、国道55号線の路面よりまだまだ18.2メートルもの高さまで津波が上がることになります。この市役所の庁舎前の地盤高さがプラス7.5メーターでありますので、４階の屋上の高さが約16メートルですから、４階の屋上まで津波が上がることになり、この庁舎は高さ的には津波の中にのみ込まれるということになるわけでございます。

平成16年10月20日に台風23号の激しい高波により菜生海岸が堤防30メートルにわたって倒壊をし、越波などによる背後地の家屋13戸が被災をして３名の方が亡くなるという大惨事が起きております。また、新村地域の喫茶店も高波などにより店内を破壊され、国道55号線の黒耳街道も波が道路まで上がり、一時は通行どめになったこともありました。新村漁港や吉良川町の傍士漁港に係留をしていた漁船やプレジャーボートもほとんどが沈没をしております。台風の波でも国道まで上がる状態であり、今内閣府の有識者会議が発表しているような大きな津波が来たら、防災対策の拠点とならなければならない室戸警察署や室戸市のこの庁舎は機能を失う状況が考えられるところでございます。最悪の24.9メートルよりも少し低い津波、仮に高さ15メートルの津波が襲来してきたとして、室戸市内の国道55号線の高さが仮にプラス８メーターとすると、それでも国道の高さよりまだまだ8.3メーターぐらい高い津波が来ることになりますので、プラス15メーターの津波が来たら室戸市の海岸線50キロメートルの集落はほぼ壊滅的な被害を受けることになるわけでございます。

高知県は、内閣府の有識者検討会が示した新構想を受けて公共施設や宅地の高台移転を検討するワーキンググループを発足をしております。また、土佐市は、市民から不安の声が出ている沿岸部から高台への移転について、場所も含めて検討を早めていくと言われております。高知県も長期的な対策として集団での高台への移転の考え方を来年２月ごろまでには示す方針であるというふうに話をされております。

吉良川の富士鍛工の室戸工場は現在５つのラインで製造をしているようですけれども、昨年の秋、１ライン１基の増設を決めた後、内閣府の有識者検討会議が３月末に発表した南海地震の新たな津波高さの想定に基づく高知県の浸水予測では、海抜15.4メートルの位置にある吉良川工場の一部が浸水をするおそれが出てきたため、リスクを分散させたいとして浸水区域外への工場の一部を移転して新設予定の１ラインに追加をして２つのラインを新工場に移す予定で高台へ移転をすることを決めたと聞いております。

６月４日の議員総会の資料では、富士鍛工株式会社の吉良川工場は昭和44年３月に工場が新設されて、現在は42名の従業員のほとんどの方が室戸市内の出身者であるとお聞きをいたしております。平成23年度の売上高は28億9,675万円の企業として成長されまして、室戸市としても、市外や県外に進出をされたら地域経済に与える影響が大きいと言われております。室戸市もプロジェクトチームを設置して、地域経済の発展のために代替地の確保などに取り組んでいることは評価に値することでありますけれども、限られた期間内で御苦労も多いかと思います

が、職員が一丸となって決められた期日までに工場用地の整備が完成をするように取り組んでいただきたいと思うところでございますし、議会としても重要課題として協力、応援をしていく必要があると思うところでございます。

そして、室戸市においても、海岸線が約50キロメートルを有する沿岸部においてはすべてが津波被害に遭うおそれがあり、高台への集団移転、集団移住などを考えていく必要があると思われますが、いかがでしょうか。南海トラフ地震の対策として高台への移転、移住の室戸市基本構想を作成するのは、室戸市の検討課題であると思います。小松市長は富士鍛工の新工場への移転についての決意と高台移転構想の作成についてどのようなお考えをお持ちか、お伺いをいたします。

○議長（林　竹松君）　小椋議員、通告にないところは御遠慮ください、富士鍛工は通告にございませんので。

○４番（小椋利廣君）（続）　災害の中やきん構んかなあと思うてやらせてもらいました。以後気をつけます。

また、防災に関する担当課は、平成24年３月31日、内閣府の有識者会議が示した地震と津波の高さを想定した南海地震対策についてどのような再検討をされているのか、お聞きをいたします。

３番、室戸ジオパークについて。

①全国大会へ向けた取り組みについて。

室戸ジオパークは、平成23年９月18日、ユネスコが支援する世界ジオパーク認定をされてはや９カ月が過ぎようとしています。また、全国のジオパーク推進地域が室戸市に一堂に会する第３回日本ジオパーク全国大会が平成24年11月２日から５日までの４日間開催をされる予定でございますけれども、開催まであと４カ月余りしかありません。全国のジオパーク推進地域が一堂に会し、各地域の取り組みなどを学びながら延べ約2,000人くらいの参加者が見込まれている中で、昨年の第２回大会は北海道の洞爺湖有珠山で開催をされ、同ジオ推進協議会によると、大会の約８カ月前には実行委員会を設立して取り組んできたとお聞きをいたしております。室戸市としては６月１日に実行委員会を発足して取り組みを強化していくとお聞きをしておりますが、大会まであと４カ月余りしかなく、昨年行われた第２回大会では８カ月も前から取り組んできたと聞く中で、本当に万全の態勢で抜かりなく取り組みができていけるのか心配の声が聞かされております。

世界認定を受けた室戸ジオパークは、室戸の特徴的な自然環境の中で市民一人一人の日々の暮らしがどのように営まれてきたのか、人と大地とのつながり、地質や地形、そこではぐくまれてきた自然や文化、産業が重要であり、その特徴を生かしながら地域の活性化に努めていく住民の活動が求められております。ジオパークの拠点施設についても、拠点施設検討委員会だけでなく室戸ジオパーク推進協議会や市議会、専門家や市民の声を取り入れて検討していくと

伺っておりますが、拠点施設の検討内容の進捗状況や具体的な立案を伝え聞くことがまだありません。第３回日本ジオパーク全国大会には市民意識の盛り上がりも必要だと思いますので、一般の市民には何も知らされていない状況の中で、異なる内容のうわさばかりが先行して、全体的な内容がわからないと市民から言われております。ジオパーク全国大会の内容と第３回日本ジオパーク全国大会まであと何日、これからどうするというふうな広報活動も必要ではないかと思うところでございます。世界ジオパークは４年ごとに再審査があり、地域の住民や民間企業による持続的な活動が行われなければ、世界ジオパークの認定の取り消しもあるとお聞きをいたしております。

そこで、お聞きをいたします。

この９カ月間どのような取り組みをしてきたのか。地域住民との触れ合いはどのように行われてきたのか。また、その結果室戸市の経済の活性化にどのようにつながり、どのような成果があったとお考えか。全国大会へ向けてのスケジュールは完全にできているのか。拠点施設について未来像はできたのか。11月の全国大会までにはどのような内容で整備をされるのか、お聞きをいたします。全国大会へ向けた小松市長実行委員長の決意と担当課長の取り組み姿勢についてお伺いをいたします。

②観光スポットの夫婦岩について。

世界認定を受けた室戸ジオパークの中で、22のジオサイトの一つに掲載をされております椎名鹿岡鼻の夫婦岩は真っ赤な朝日が海面と岩礁に映えてきれいで、青い太平洋の自然の中にそびえ立つ風光明媚な観光地として市外や県外からオートバイや自家用車で来る数多くの観光客が立ち寄って観光をされております。旧国道55号線の道路は、大きな台風が来たときにも波が道路まで来ても破壊をされないように石畳で整備をされておりますが、目の前の絶景の夫婦岩にかかる大きなおしめは荒波や風雨にさらされて老朽化も著しく進んでおります。お話を聞くところによりますと、夫婦岩のあの大きなおしめは昭和55年に佐喜浜大敷組合が寄贈して架設をしたもので、架設後32年が経過をしております。架設当時はふくさの下がりも５本あったそうですが、今は両側の２本が切れて偏り、現在は中央部の３本に見えております。全国的にも有名な伊勢湾二見浦の夫婦岩も観賞しましたが、岩が低く、まことに小さな置物のような夫婦岩でございました。室戸岬は昭和２年、一般からの投票をもとに日本八景に選定をされており、私は鹿岡鼻の夫婦岩は青い太平洋の荒波が砕ける中で自然の岩礁でできた夫婦岩としては高さや幅、また観光客が見て楽しんでいただける景観美としては日本一ではないかと思うところでございます。

世界認定を受けた室戸ジオパーク22のジオサイトのうちの一つとして掲載をされております夫婦岩の大きなおしめは、架設後32年が経過をしており、老朽化も著しく進んでおりますので、この際市として、市民の協力も仰いで、あの大きなおしめを新しくかけかえることはできないのか、明快な答弁をお願いをいたします。

４番、平成24年度室戸市一般会計予算について。

平成24年３月、第１回室戸市定例議会の議案第21号平成24年度室戸市一般会計予算については起立多数で可決をされました。基幹産業である農林水産業の１次産業について、人口が減少していく中で雇用につながるものはどのような施策があるのか、室戸市の取り組みをお聞きをいたします。

新規就労者雇用対策事業についての補助金はどのようなものがあるのか。また、それらの雇用について平成23年度は何人ぐらいの雇用につながっているのか。これらの事業について今後何年ぐらいの継続性が予定されるのか、お聞きをいたします。

これで、第１回目の質問は終わります。

○議長（林　竹松君）　執行部の答弁を求めます。小松市長。

○市長（小松幹侍君）　小椋議員さんにお答えをいたします。

まず、１点目の人口対策についてでございます。

議員さん御案内のように室戸市の年齢別構成比でありますが、15歳未満が、平成17年は10.06％、平成22年は8.45％、15歳から64歳までが、平成17年は57.00％、平成22年は53.10％となっております。また、65歳以上の人口割合でありますが、平成17年は32.94％、平成22年は38.45％ということになっておりまして、少子化が進むとともに高齢化率が増加をしているという状況でございます。

そうした中、年齢別の対策といたしましては、まず少子化対策といたしまして、室戸市次世代育成支援対策行動計画に基づきまして子育て支援センターや親子ふれあい広場の開設、延長保育や放課後児童クラブ及び放課後子ども教室など子育て支援の充実に取り組んでおります。また、本年度からは乳幼児医療費助成対象者の拡大や多子世帯への保育料軽減事業対象者の拡充など、子育て世帯の経済的負担の軽減を図るよう努めているところでございます。

次に、生産年齢者層への対策といたしましては、働く場をふやす観点から市内企業の支援や企業誘致に取り組んでいかなければならないと考えております。これまで企業誘致推進条例の活用によりまして４企業、38名の雇用が創出をされております。また、企業誘致推進条例の適用企業以外におきましても、情報通信サービス業者などの進出によりまして２企業、10名の雇用拡大につなげてきたところであります。そして、当市の基幹産業である農林水産業の振興が大変重要であると考えております。農林水産分野におきましては、新規就業者の育成による後継者の確保などに努めております。さらに、農林水産商工部門におきましては産業者会議を立ち上げ、生産者や事業者の方々から提案をいただいて、がんばる産品づくり応援事業補助金などにより産業振興に取り組んでいるところでございます。

次に、高齢者層への対策といたしましては、老人クラブやシルバー人材センターへの支援などを通じて高齢者の生きがいづくりや地域活動の充実を図るとともに、室戸市民が健康で長生きするための行動計画に基づきまして、特定健診やがん検診など各種検診の実施や水中運動プ

ログラム、100歳体操など健康事業を実施をしているところでございます。

そのほか、未婚化への対策としまして、出会いのきっかけづくり応援事業費補助金などにより、独身男女に出会いの場を提供をしているところであります。また、移住促進事業の取り組みによりまして、６組12名の移住につなげているところであります。

いずれにいたしましても、これまでの取り組みを一層充実、発展をさせ、人口減少に歯どめをかけていかなければならないと考えております。

次に、大きな２点目の防災対策についてでございます。

議員さん御案内のように、本年３月31日に公表されました内閣府の南海トラフの巨大地震モデル検討会の第１次報告によりますと、本市における最大震度は震度７、津波高は最大で24.9メートルとの推計結果となっておりまして、本市において非常に厳しい内容となっております。この推計につきましては、海岸堤防などの最終防潮施設等はないものとした上、満潮を想定するなどすべて最悪のケースを予測したものと言われておりますが、本市の沿岸部一律に24.9メーターの津波が押し寄せるということではなくて、地形や地域によって想定される津波の高さなどが異なってくるというふうに言われております。

高台への集団移転等に関するお尋ねでございますが、住家や公共施設などの高台移転につきましては、東日本大震災の被災地におきましても高台移転構想の策定が議論をされているところであります。本市におきましては、これまで実施をしてまいりました住民ワークショップなどにおきましては、今のところ高台への集落移転などの要望やお問い合わせ等はお聞きをしていないところでございますが、しかし公表された厳しい結果を踏まえ、本市におきましても今後検討していかなければならない大きな課題であると考えております。

津波避難対策や高台移転に関しましては、現在県におきまして南海地震対策高台移転検討ワーキンググループにより検討をされるとともに、津波からの避難方法の選択に係るガイドライン等の検討会により、来年２月までに高台移転などの考え方も示される方針であるとお聞きをいたすところであります。それらの情報を踏まえまして、今後取り組んでまいりたいと考えております。

また、富士鍛工室戸工場の移転の件につきましては、津波による危険性を心配をして増設移転を考えられたものだと受けとめております。小規模工業用地開発事業は当市の雇用の拡大や経済活動の維持発展に大きな効果が期待できる事業であると考えておりまして、ぜひとも土地所有者や地域の方々の深い御理解と御協力をいただけるように取り組むとともに、県の支援もぜひいただきたいと思っているところでございます。市といたしましても、プロジェクトチームを設置をするとともに人事異動や専門職員の雇用などを行ったところであり、職員一丸となって全力を挙げて取り組んでまいります。

次に、今回の国・県の想定に対する対応についてでございます。

本市におきましては、昨年度、沿岸部全域において住民ワークショップを開催をし、津波避

難計画の策定を行ったところでございますが、今回の想定を受け、見直しが必要であると考えておりますので、今後住民の皆さんとともに協議を行っていくことといたしております。

なお、本年度におきましても、防災行政無線や津波避難路、海抜表示、公共施設の外づけ階段などの整備を進め、防災対策の推進に努力をしてまいります。

次に、大きな３点目の室戸ジオパークについてでございます。

室戸ジオパークは、県や関係団体はもとより、市民の皆さんの御協力のもと、昨年９月世界認定をいただいたところでございます。認定後の昨年12月には知事を迎えて世界認定記念イベントを開催をいたしました。また、養成講座の実施によりまして、ガイド登録者の増加や市内をめぐるスタンプラリーの実施などを行ってまいりました。また、それに加えて案内看板や誘導表示板の設置、日沖サイトの整備など、ハード整備にも努めてきたところであります。こうした取り組みによって、今月には四国知事会を室戸市で開催していただくなど、内外での認知度のアップや交流人口の拡大により一定の経済波及効果につながっているものと考えております。また、平成23年７月10日には室戸ジオパーク応援イベント、平成23年10月27日には室戸ジオパークお祝いイベントということで、市民の方々の主催によります取り組みも行われてきたところであります。

次に、第３回日本ジオパーク全国大会についてでございます。

昨年９月の第２回日本ジオパーク全国大会洞爺湖有珠山大会におきまして承認をいただきまして、県や日本ジオパークネットワークなどとともに開催に向けた協議を行っております。実行委員会の設立が遅くなりましたが、６月１日に立ち上げまして、４つの専門部会を開催するなど、大会の成功に向け準備を加速させているところであります。今後は開催に向けて広報活動を行うとともに、関係団体や多くの市民の方々の協力をいただき、全国大会を成功させるよう取り組んでまいります。

次に、２点目の観光スポットの夫婦岩についてでありますが、御提案をいただきましたおしめのかけかえにつきましては、これまでのいきさつを再確認をするとともに、市民の皆さんの御協力をいただきながら、どのような方法でかけかえができるのかを検討してまいります。また、当該ジオサイトは多くの方々が写真撮影を行うポイントでもございます。周辺整備につきましては、土佐国道工事事務所と現在協議も行っているところでございます。

次に、ジオパーク拠点施設についてでございますが、御案内のとおり、現在検討委員会において協議を、議論を進めているところであります。また、今議会におきまして整備計画を策定をするための予算計上をしておりますので、よりよい拠点施設となるよう取り組んでまいります。

次に、大きな４点目の平成24年度室戸市一般会計予算の農林水産業費についてでございます。

農林水産業につきましては、当市の基幹産業としてその振興対策に取り組んでいかなければ

ならないと考えております。本年度の事業としましては、まず後継者対策として農業、林業、水産業の各部門の新規就業者への支援を行うほか、農業では農地・水・環境保全事業や天敵栽培、レンタルハウスなどの事業の実施、林業では山林部分の地積調査、高性能林業機械購入、ふるさと雇用や緊急雇用などの事業の推進に取り組むことといたしております。水産業は沿岸漁業者経営構造改善や外国人漁業研修事業、キンメダイなどブランド化事業などに取り組むこととといたしております。これら基幹産業である農林水産業の振興対策につきましては、今後におきましても関係機関、関係団体と連携をするとともに、生産、加工、流通販売が一体化した６次産業化など生産者が望んでいる対策の推進に全力で取り組んでまいります。

私からは以上でございますが、副市長及び関係課長から補足説明をいたさせますので、よろしくお願いします。

○議長（林　竹松君）　木下副市長。

○副市長（木下恵介君）　小椋議員さんに、大きな２点目の防災対策について市長答弁を補足をさせていただきます。

市長も申し上げましたとおり、内閣府の検討会による今回の推計結果は現時点の科学的知見に基づき最大クラスの地震、津波を想定したもので、堤防などの防潮施設はないものとした上、満潮位で地震による地盤の隆起は考慮しないなど、すべて最悪のケース設定で予測されたものであり、本市にとりまして大変厳しい内容となっております。この推計結果の公表を受けまして、昨年度、沿岸全域における住民ワークショップを経て策定を行った津波避難計画及び津波防災マップはやはり見直しが避けられないものと考えております。

今回の想定後にまず示された浸水予測を作成した防災マップに重ね合わせてみますと、約220カ所の緊急避難場所のうち１割近くの20カ所程度について見直しの必要があり、それぞれの地域の方々と協議しながら、今後示される予定のより詳細な浸水予測も踏まえ、さらに高いところや別の避難場所の選定などの見直し作業を進めていかなければならないところであります。また、６月下旬には自主防災組織のリーダーなどにお集まりをいただき、今回の想定についての説明と津波避難路の整備に関する補助制度などについての説明会を開催することとしております。それらの結果、避難路の延長や手すりの設置など、さらなる整備が必要となってくるところが出てくるものと思われますし、箇所によって避難タワーの調査なども取り組んでいかなければならないと考えております。

このほか、本年度におきまして、防災行政無線の整備を初めとして避難誘導標識、ソーラー式避難誘導灯、海抜表示などに取り組むとともに、今定例会にも予算計上させていただいております学校や公民館など公共施設への外づけ階段設置など、津波避難対策に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（林　竹松君）　和田ジオパーク推進課長。

○ジオパーク推進課長（和田庫治君）　小椋議員さんに、大きな３点目の①全国大会について市長答弁を補足させていただきます。

本年11月２日から５日にかけての全国大会に向けて６月１日に実行委員会を立ち上げ、６月11日に専門部会を開き、参加者をお迎えする体制づくりを進めております。専門部会では宿泊や交通、おもてなし、ジオツアーや教育など個別課題の検討を行い、７月半ばまでには開催要項を決定、８月上旬に国内約50地域に対して御案内をかけるところでございます。そして、８月下旬から９月下旬まで募集受け付けを行い、参加者を確定いたします。

現在、日本ジオパークネットワークや日本ジオパーク委員会と協議の中で４日間の日程はほぼ固まってきておるところでございます。第１日目はプレジオツアーや日本ジオパークネットワークの理事会や総会、そして開会セレモニーなどを行います。そして、２日目と３日目には講演会と分科会が中心となり、第４日目はジオツアーとなる予定でございます。現在講師等の依頼も順次進めておるところでございます。

大会のスタッフにつきましては、市、県を初め民間団体や関係団体、市民の皆さんや学生スタッフなどにも呼びかけ、さらにその体制を充実してまいります。大会の成功に向け多くの皆さんと協力し、準備を進めてまいります。

以上でございます。

○議長（林　竹松君）　川邊農林水産課長。

○農林水産課長併農業委員会事務局長（川邊幸雄君）　小椋議員さんに、大きな４の中の農林水産業費の補助金について市長答弁の補足をさせていただきます。

まず、農林水産業の雇用につながる施策にはどのようなものがあるかについてでございますが、市長もお答えしたように、農業、林業、水産業の各部門に初めて携わる人に対してそれぞれの研修費用に対する新規就労者の支援事業があります。農業部門では、平成21年度からの事業で延べ５人の方が農業研修を行っております。そして、林業部門でも特用林産の備長炭生産研修に３人の方、水産部門では平成18年度から12人の方が漁業の研修を行っております。

次に、その新規就労者支援事業についての補助金と雇用へのつながりについてでありますが、各部門とも研修生には上限月15万円、指導者に上限５万円を24カ月、２年を限度として補助をしております。それと、水産部門には修了後２カ年以内に漁船の購入の条件があり、その費用に限度額を定めて県、市合わせて３分の２の補助などがあります。就労につきましては、２年間の研修を修了し、それぞれの仕事に携わっている人数は13人となり、現在研修中の方が、農業１人、林業２人、水産業４人の合計７人であります。

次に、今後いつまで継続される計画かにつきましては、基本この事業は平成16年度から平成25年度の10カ年として計画がされております。今のところ、国・県の事業として制定されておりますので、双方で事務調整が行われております。さらに、第２期として継続されるよう今後も要望していきたいと思います。

以上です。

○議長（林　竹松君）　小椋利廣君の２回目の質問を許可いたします。小椋利廣君。

○４番（小椋利廣君）　まず、１点目に室戸市の将来像についてであります。

先ほど市長のほうからは高齢者層には生きがいのある100歳体操などを行いながら健康に努めていただきたいというふうな答弁がありましたけれども、もう間もなく65歳以上の高齢者は２人に１人、約50％になってくるというふうに推測をされております。そして、この２人に１人の高齢者について対策としてはどのようなことを考えていかれるのか、もう一度お聞きをいたしたいと思います。

次に、２番目の防災対策についてであります。

先ほど220カ所を緊急避難場所として想定をしている中で、最悪のコースで地震の津波が来た検討をされているという中で高台への移転、移住の基本構想も検討していくというふうな答弁がありましたけれども、我が室戸市内においては海岸線を通る国道55号線は台風などでもたびたび通行どめになり、またこの16日にも羽根のほうでは国道55号線が通行どめとなっております。そして、それらのことも踏まえて、今回予測をされている大津波等が来た場合、国道55号線は寸断をせられてしまうということになると思います。そうすると、先ほどの答弁では高台への移転、移住も検討していくということでございますので、私は高台の台地と台地を結ぶ幹線道路網の整備促進を新たに計画して行っていかなければならないのではないかというふうに思うところでございますけれども、この辺いま一度市長の考えをお聞きをいたしたいと思います。

それから、３番目の室戸ジオパークについて、②の観光スポットの夫婦岩についてでございますけれども、先ほどの答弁では、おしめのかけかえには検討をしていくというふうな答弁がありましたけれども、私の思いとしては、市民や有志や企業さんの協力を広く仰いで、市が陣頭指揮をとってかけかえをお願いをしたいというふうに考えておるところでございますが、この辺の答弁をもう一度お願いをいたしたいと思います。

これで２回目を終わります。

○議長（林　竹松君）　執行部の答弁を求めます。小松市長。

○市長（小松幹侍君）　小椋議員さんの２回目の御質問にお答えをいたします。

まず、１点目の室戸市の将来像の中の高齢者層への対応ということでありますが、前段でも御答弁をさせていただきましたように、高齢者への対策としましては、１つには私は生きがい対策につなげていく必要があるというふうに考えておりますので、その生きがい対策につながるのはやはりシルバー人材センターの取り組みであったり、また高齢者の方々が各地域で集える、集まれるという場所をぜひつくっていく必要があるというように考えるわけでございまして、そうしたところをぜひ充実をさせたい、ミニデイサービスであるとか、いろんなサロンを今手がけておりますので、そうしたことにもぜひ各地域でそういうものができないかというこ

とで、それをふやしていくという取り組みが必要であるというふうに考えますし、もう一つはやはり高齢者率が大変高くなっていくわけでありますが、先ほども申し上げました生きがい対策とあわせて健康づくりっていうのはどうしても欠くことができないということでいろんな健康づくり、100歳体操を含めて健康づくりの事業をぜひ推進をしていかなければならないというふうに考えているところでございます。

それから、２点目の防災対策についてでございますが、この件につきましては昨年度当市は津波避難計画というものを各地域で策定をさせていただいたところです。これは、市民ワークショップを開催をして、市民の皆さんの意見を踏まえた中で策定をしたものでございます。そうした中で、緊急避難場所220カ所、避難路を整備する必要がある箇所115カ所、それから避難タワーが必要な場所８カ所、そして避難道路も当然必要と言われている箇所がございます。また、そのほか60カ所のため池がございます。そうしたものに対してしっかり対策をしていかなければならないという思いがございます。今回県の発表しました津波の浸水域というのも発表されましたので、先ほどの緊急避難場所の220カ所へ当てはめてみますと、そのうちの20カ所は今回の県の発表しました浸水域にも入るということがございますので、そうしたことについてはぜひ見直しを地域の方々とともにやっていかなければならないという思いでございますし、高台移転ということは大変僕は難しい問題だというふうに思いますので、これは今後県のいろんな取り組み、専門家の方々の議論を踏まえて一定の方向性も出していただけるというふうに思いますので、そういったことを踏まえてぜひ地域の皆さんと考えていきたいという思いでございます。

それから、国道55号が津波が起こった場合寸断されるっていうのはもう御案内のとおりでございます。私としましてもそうしたことにやはり対応していかなければならないということで、国道を例えば羽根岬とか行当岬なんかはトンネルで抜くこともぜひ考えていただきたいとか、また高台といいますか台地上にいろんな市道が通っておりますので、それらを迂回路として整備をする問題、それから佐喜浜から東洋町へ抜けるバイパスを考えていただきたいというようなお願いもしているところでございまして、ぜひ寸断をされた場合の対策というものをしっかりと考えていかなければならないと思っております。

それから、３点目の観光スポットの夫婦岩の話でございますが、これも前段で申し上げましたように、大事なジオサイトでもございますので、そうしたおしめのかけかえというものについてはぜひ考えていきたいということでありますが、なかなか今のところ金額がどればあかかるものであるとか、また前にいろんな方々の御努力によってつくられたというようなことも再度調査を行った上で、行政だけでは大変難しいというふうに思いますので、議員さん御提案のように市民の方々の御協力をいただきながら、かけかえについて検討をいたしたいという思いでございますので、よろしくお願いします。以上です。

○議長（林　竹松君）　小椋利廣君の３回目の質問を許可いたします。小椋利廣君。

○４番（小椋利廣君）　小椋。３回目の質問を行います。

先ほど市長の答弁では避難タワーは８カ所を検討するというふうに答弁がありましたけれども、この８カ所についてはもう位置的なものについて決定をされているのか、もう一点お聞きしたいと。

○議長（林　竹松君）　執行部の答弁を求めます。小松市長。

○市長（小松幹侍君）　お答えをいたします。

先ほど８カ所と言うたと受け取りをいただきましたが、私の誤りだと思います、それは、８地域、住民ワークショップの中で避難タワーが必要なのは８地域というふうに私どもはまとめをいたしておるところでございます。その８地域の中に何基の避難タワーが必要なのかっていうのは今後ぜひ地域の方々とともに詰めていかなければならないし、設置については用地の問題、規模の問題、たくさん出てくるということでありますが、そうしたものにもスピード感を持って取り組みたいという思いでございます。以上です。

○議長（林　竹松君）　市長、その場所、地域名を問われております、答弁してください。

執行部の答弁を求めます。久保総務課長。

○総務課長（久保信介君）　小椋議員さんにお答えいたします。

先ほど市長が津波避難タワーの検討地域として８地域と御答弁申し上げました。この８地域と申しますのは、昨年度私どもが各地域で行いましたワークショップの中で地域からの御要望とか御意見で出てまいりました地域でございます。まことに申しわけございません、８地域全部記憶しておりませんけれども、羽根の坂本地域であるとか、それから戎町付近、それから要望としていただいたのは吉良川の西灘地域であったり、それから元、それから奈良師、それから浮津下町地区、室戸岬と佐喜浜の都呂地区であったと記憶しております。申しわけございません。正確にはまた確認をしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（林　竹松君）　これをもって小椋利廣君の質問を終結いたします。

次に、北岡幸男君の質問を許可いたします。北岡幸男君。

○１番（北岡幸男君）　１番、一心会の北岡幸男です。６月の定例会におきまして、市民を代表して、通告に基づき一般質問を行います。簡単明瞭に一般質問をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

１番、老朽化した空き家についてです。

室戸市においては、所有者が死亡し相続人が不在もしくは生活保護受給中などの金銭的な問題で放置されている空き家が多数あると考えられます。老朽化し倒壊のおそれがある空き家はどのぐらいあるのか、お聞きをいたします。

倒壊した場合、近隣の住宅や付近を通行中の市民に危険が及ぶ可能性があり、またシロアリ等が発生し、付近の住宅にも被害が及んでいる状況の空き家もあると思われますが、これらの住宅はどれぐらいあるのか、お聞きをいたします。

また、本来所有者、相続人自身が対応すべき問題と考えますが、所有者、相続人がいても責任能力がない場合などの対応について答弁を求めます。

これらについて、国土交通省の社会資本整備総合交付金事業の空き家再生等推進事業費を利用した場合の補助事業費のうち、20％の個人負担分を出すことができない場合の責任の所在はどのようになるとお考えですか、あわせてお聞きをいたします。

続いて、２番、独居老人の孤独死について。

平成23年11月から平成24年５月まで７カ月の間に行当地区だけで３名の孤独死がありました。親族、地域とのつながりが希薄になりつつある中、このことは非常に全市的な重要な問題であると考えております。そこで、室戸市全体での過去３年間の孤独死の発生件数は何件ぐらいあるのか、お聞きをいたします。

見回り、通報システムの整備等の対策は行われているのか、行われているとしたら頻度はどのようになっているのか、あわせてお聞きをいたします。

市役所だけでなく地域住民への協力要請が必要となると考えますが、その場合要支援者の情報を共有する上で個人情報保護の観点からプライバシーへの配慮はどのようにされているのか、地域の横のつながりを今後どのようにされていくのか、市長並びに担当課長の答弁を求めます。

簡単でございますが、以上で１回目の質問を終わります。

○議長（林　竹松君）　執行部の答弁を求めます。小松市長。

○市長（小松幹侍君）　北岡議員さんにお答えをいたします。

まず、１点目の空き家対策についてでございます。

老朽化をして取り壊しが必要となった空き家の対策につきましては、議員さん御案内のように国による空き家再生等推進事業がございます。この事業は、倒壊のおそれがあり空き家となっている老朽住宅を民間が取り壊す際にその費用を一定補助することにより取り壊しを促進し、地震や火災の危険から国民の生命と財産を守るというものでございます。市といたしましても、国の補助制度を踏まえまして取り組むことといたしております。補助対象物件といたしましては、通学路や津波の避難路あるいは地区の主要な生活道に面しているなど、崩れた場合には付近の住民や通行人が危険な場合などを想定をいたしております。そうしたことを審査をした上で事業の実施をしていきたいというふうに考えておりまして、今回６月補正予算に関連予算を計上をいたしているところでございます。

次に、大きな２点目の独居老人対策についての孤独死の防止についてでございます。

議員さん御指摘のように、人口減少及び高齢化の進行とともに地域のコミュニティー意識の希薄化、プライバシー意識の高まりなどにより孤立しやすい社会へと急速に移行している中で、だれにもみとられることもなく息を引き取り、その後相当期間放置をされるような孤独死、孤立死が発生していることにつきましては、私も大変残念に思っているところでございま

す。

ただ、孤独死、孤立死につきましては現在法的な明確な定義がないため、孤独死などによる死亡者数っていうのは具体的な把握が、大変残念ですが、困難な状況でございます。

市としましてもこれまでこうした孤独死を少しでも防止しようと、民生児童委員、老人クラブの方々による独居高齢者への友愛訪問、そして高知新聞取り扱い販売所、土佐あき農業協同組合と民生児童委員協議会、室戸市の３者による地域見守り活動に関する協定書を締結をして日常の業務の中で異変を察知した場合に連絡、通報していただくようお願いをしているところでございます。そのほか、市が事業を実施をしております配食サービス事業、介護保険事業の訪問調査、あんしん見守りサービス事業、保健活動の強化等によって地域の方々の状況把握に努めているところでございます。

さらに、地域のコミュニティー意識の希薄化をなくする取り組みや、健康づくりを進めるため地域の中で集まって活動できる場所として、げんきクラブや社会福祉協議会で実施をしているミニデイサービス事業等の取り組みを広げているところでございます。

また、プライバシー保護の観点につきましては、例えば災害時要援護者台帳の作成につきましては、本人の同意をいただいた上で自主防災組織、民生児童委員、消防団の方々等との連携により要援護者の支援や情報提供に取り組むことといたしております。

今後とも、孤独死や孤立死を防ぐためには、前段で申し上げました事業の一層の充実を図るとともに、地域コミュニティーの形成に努めなければならないと考えているところでございます。

私からは以上でございますが、関係課長から補足説明をいたさせますので、よろしくお願いします。

○議長（林　竹松君）　久保総務課長。

○総務課長（久保信介君）　北岡議員さんに、大きな２点目の独居老人対策に関しまして、光ケーブルを使いましたあんしん見守りサービスにつきまして市長答弁を補足させていただきます。

御案内のように本市では、平成22年度におきまして都市部や地域間の情報格差の是正あるいは地上デジタル放送の難視聴対策等のために市内全域に光ケーブルを張りめぐらせる情報通信基盤の整備を行いました。そのあんしん見守りサービスは、この情報通信基盤を活用した市独自のサービスといたしまして、75歳以上の高齢者、身体障害者手帳の１級または２級をお持ちの方、介護保険の要介護３以上の認定を受けた方、こうした方々のみで構成される世帯を対象に、緊急時等にボタンを押すことによりまして、あらかじめ登録したお子さんとか兄弟、御親戚の方々などに電子メールの方法などによって通報されるシステムでございます。現時点での本サービスへの加入世帯は527世帯となっておりまして、対象世帯の約27％となっております。また、これらの方々を見守る側、通報を受ける側として約900人の方に登録をしていただ

いております。

記録されておりますデータによりますと、昨年、23年度サービス開始後、昨年度１年間に延べ689回ボタンが押されておりますが、これはどのような使い方をしていただくかは当事者間で自由に決めていただけますので、例えばおはようコールなど毎日の安否確認的な使い方もできますし、またもう一つはサービスの初年度でありますので、何回か通報テストをされた例もあるようでございますので、このような回数になっているのではないかというふうに考えております。サービスも２年目に入りましたので、こうした使用方法の把握に努めるとともに、より多くの方々に利用していただけるよう加入促進とサービスの普及啓発に努めてまいります。以上でございます。

○議長（林　竹松君）　松本財産管理課長。

○財産管理課長（松本大成君）　北岡議員さんに、大きな１点目の空き家対策について市長答弁を補足させていただきます。

まず、取り壊しをしなければならないような空き家の数につきましては、今のところ把握できておりません。ただ、市内の空き家の数は、平成20年に総務省統計局が行った住宅・土地統計調査によりますと2,180棟ということになっております。もちろんこの中には取り壊しが必要な空き家が含まれておりまして、この事業を進めていく上で年々の申込件数などによりその数は明らかになってこようかと思います。

次に、この老朽住宅の所有者あるいは相続人が責任能力を有していない場合への対応ということでございます。成年後見人がいる場合はその後見人からの申請としまして、いない場合にもその所有者あるいは相続人が不利益をこうむることがないよう、補助金交付要綱を整備していきたいと考えております。

次に、個人負担分の御質問でございますが、個人の財産の処分に補助金として税金を充てるわけでございますから、一定の個人負担は不可欠であると考えております。国庫補助金もこの考え方から補助対象は全体の10分の８としておりますので、市の補助対象もこれに倣い10分の８とし、その２分の１の金額を補助する予定でございます。

なお、市長答弁でも触れておりましたが、老朽度、倒壊の危険度はもとより、その建っている場所についても補助対象の要件としますので、採択につきましては審査会なりを立ち上げ、より公正な判断を行ってまいりたいと考えております。以上です。

○議長（林　竹松君）　北岡幸男君の２回目の質問を許可いたします。北岡幸男君。

○１番（北岡幸男君）　２回目の質問をさせていただきます。

先ほど課長のほうから御説明がありました。もう一つのシロアリ等の発生についていうことですが、シロアリ等が発生している状況はだんだん刻々と進んでおります。被害状況もますます大きくなると思われますが、被害状況はいつまでに把握ができるのか、また対策はどのように取り組んでいくのか、お聞きをいたします。

もう一つ、老朽度の測定基準はどのような基準なのか、お聞きをいたします。以上です。

○議長（林　竹松君）　執行部の答弁を求めます。松本財産管理課長。

○財産管理課長（松本大成君）　２回目の御質問にお答えいたします。

シロアリ等の取り壊しが必要な住宅はどれくらいかっていうところですけれども、この補助金はシロアリ対策という観点からではございません。補助の目的としまして、密集住宅地の延焼危険性、倒壊危険性のある地域や、一部これシロアリも含むかもしれませんけれども、生活環境等の安定、向上が阻害されている地域の住宅ということでございまして、火災の延焼とか避難路に影響がある場合の倒壊の住宅と考えております。

それと、いつ件数が明らかになるかということでございますけれども、この申請を一度、今年度受け付けしますので、その時点で大体どれぐらいになろうかということは今年度中に把握できると思っております。

それと、その基準点数の件でございますけれども、例えば評定項目というのがございまして、基礎がどういう状態であるのか、柱はどうか、外壁または界壁がどういう建て方をされているのかということとか、構造の老朽化度合い、破損の程度、こういうことを一定基準として定めましてやっていくようにしたいと思います。点数化して客観的に見れるように行っていきたいと、制度上に、制度に盛り込んでいくということを考えております。以上でございます。

○議長（林　竹松君）　これをもって北岡幸男君の質問を終結いたします。

次に、柳原只雄君の質問を許可いたします。柳原只雄君。

○３番（柳原只雄君）　３番柳原です。市民を代表して、平成24年６月定例議会におきまして一般質問を行います。

まず初めに、沿岸漁業についてお尋ねいたします。

沿岸漁業に係る現状と今後の対応についてということでございますが、室戸市のような地理的条件や環境におきましては、水産業、農林業等の１次産業がしっかりと安定していることが市民生活を営んでいく上におきまして基本であり、また大変重要なものであると考えております。しかしながら、室戸市の現状を見回してみますと、それらの産業は全く振るわず、以前のような再興はおろか、少子・高齢化等の影響を受けてますますその衰退に拍車をかけておるのが現状ではないかと思います。

そこで、その沿岸漁業の中でも沿岸小型漁船、いわゆる一本釣り漁船ですかね、による漁業の現状だけを取り上げてみたいと思います。

以前におきましては、室戸市内の各漁港には数多くの沿岸小型漁船が係留され、にぎわっておりましたけれども、現況を見渡してみますと、市内に数多くの漁港がありますけれども、それぞれ沿岸小型漁船におきましては全く以前に比べて閑散としておりまして、かつての光景は想像すらできないのが実情であります。

それでは、沿岸小型漁船の現況について３点ほどお尋ねいたしたいと思います。

まず、１点目でございますが、沿岸小型漁船で漁業に従事していた漁船員の方たちの10年前、それから５年前、それから現在の人数等について、大体概数で結構でございますので、お聞きいたしたいと思います。

２点目でございますが、現在沿岸小型漁船に従事している、これは年代別なんですけれども、40歳未満の方々、40歳以上60歳未満の方々、60歳以上の年代の方々、年代別の状況ですね、これについてのパーセントといいますか割合、もしくは人数でも構いませんけれども、できたらパーセントのほうがよろしいかと思います。

３点目です。３点目は、これらの沿岸小型漁船についての後継者問題であります。これらについても深刻でございまして、喫緊の課題でありますが、県庁や関係団体、県の県漁協ですか、と連携して定期的に協議検討していると思われますが、これらの後継者の保護、育成対策事業としてはいろいろ前段の議員さんでの質問がありましたようですけれども、どのようなものが一番効果的なものであるかというふうなことでございますが、いろいろな事業の中でどのような事業を重点的というか効果があるのか、その点をお伺いいたします。

次に、２点目の農業政策についてでございます。

環太平洋連携協定、いわゆるＴＰＰの本市農業への影響についてでございますが、国のほうは環太平洋連携協定への参加を表明いたしまして具体的に検討しているようでありますが、農業関係者や団体はそれらに対して猛烈に反対運動を展開している状況にあるところでございます。それは、関係する農家にとりましては死活問題であるととらえているからではないでしょうか。県下のある町村、越知町でしたかね、畜産農家の約80％が廃業に追い込まれると、米についても自給米以外は耕作できなくなるというふうに試算されているようでございます。室戸市農業におきましても、米農家、ハウス園芸農家、畜産農家、果樹農家等々などがございますが、これらに対する多大な影響をこうむることが懸念されるところでございます。

そこで、お尋ねいたします。

室戸市の農業のどの分野の農業、農家がどの程度の影響を受けるのか、試算されていると思いますので、お答えお願いいたします。

次に、教育行政についてでございます。

学校・警察連絡制度の導入についてでございますが、学校と警察が少年非行の早期解決を目的として児童・生徒の補導事案などで情報交換していく学校・警察連絡制度の協定が昨年来から県教委を振り出しに各市町村で締結されておりまして、県内各市町村におきましてもそれらに連動してこの学校・警察連絡制度に係る協定の締結が次々となされ、現在も進行中でございます。この制度の導入によって、警察側が不良行為少年、少年徘回とか喫煙とか飲酒等々に関する補導などの事案を学校に連絡できるほか、学校側も児童・生徒に関する情報、いわゆる家出、行方不明、不良交友等の問題行動について親の同意がなくても警察に連絡することができることとなっております。

さて、室戸市教育委員会におきましても、青少年の健全育成に努めるため、室戸警察署と学校連絡制度に関する協定を先月締結されたようでございますので、３点ほど少しお尋ねいたします。

まず１点目、協定を締結するに当たりまして、事前に連絡制度の趣旨等を関係の校長会とか小・中のＰＴＡ等に説明し、理解を得てきたところとは思いますけれども、その説明をしてきた過程の中で関係者の方々の反応はいかがな反応が出てきたかと、どんなものがあったかと、関係者の方々の反応はどうだったかということがまず１点目でございます。

次に、２点目でございますが、室戸市におきましても少子化により児童・生徒数の減少傾向が顕著でありますが、昨年の室戸市教委管内における児童・生徒の補導件数なんですけれども、これは何件ぐらいあったかなあというふうなことをお伺いいたします。

次に、児童・生徒数に対する補導率ですね、これは百分率か割合になるんですが、どの程度であったか、何％程度であったか、またほかの県下の市町村と比較検討してみて、県下での室戸市の状況というか、位置状況はどの程度であったのかということをお伺いいたします。

次に、福祉行政についてであります。

生活保護の現況についてでございますが、現在不景気が御存じのとおり続いて、就労先も極端に少なくなり、また高齢化に伴う高齢者の比率が高くなるに従いまして全国的に最後のセーフティーネットと言われております生活保護制度に頼っていかざるを得ない世帯も多くなっているのではないかと推測されるところであります。最近テレビ等で有名芸能人等の親族による生活保護の受給がマスコミに取り上げられ、報道されたことにより全国的にも注目を浴びておりますけれども、室戸市福祉事務所としては以前から適正な生活保護行政に心がけているというふうに推察しておりますけれども、現状もそういうふうに行っているというふうに思います。また、それらに携わっておられる職員につきましても、生活相談から始まる市民の要望を真摯に受けとめ、適切なケースワークに努めているように聞いております。

そこで、室戸市における実情はいかがなものでしょうか、４点ほどお伺いいたします。

１点目、室戸市の生活保護の受給率は何パーミルでしょうか。

２点目、担当職員１人当たりの生活保護受給者のケース数ですね、全国的に高いと言われておりますけれども、室戸市の場合はどのくらいでしょうかということです。

それから３点目ですが、これも室戸市は県下的にも保護受給率が高いというふうには聞いておりますけれども、市町村別において室戸市の置かれた現状はどの程度のところにあるのかということをお伺いいたします。

次に、４点目です。今後とも室戸市の福祉事務所において適正保護を継続していく上でどのようなことに留意していくことが重要だというふうに考えておられるのか、その点をお伺いいたしたいと思います。

以上で１回目の質問を終わります。

○議長（林　竹松君）　執行部の答弁を求めます。小松市長。

○市長（小松幹侍君）　柳原議員さんにお答えをいたします。

まず、１点目でありますが、沿岸漁業についてでございます。

私も当市の基幹産業である水産業や農林業の振興、発展は大変大事な問題であるというふうに認識をいたしております。しかし、御案内のようにこれら１次産業は全国的にも大変厳しい状況に置かれております。

そうした中、当市の水産業につきましては、遠洋、沖合、沿岸などの漁業がございます。遠洋、沖合漁業では、燃油高騰、魚価不安定、船員不足、国際的な漁獲規制、巻き網漁業との競合など大変な逆風にもかかわらず経営努力を続けていただいております。そうした中で、沿岸漁業につきましては、増減はあるものの、水揚げ高30億円前後で推移しているところでございまして、市といたしましても関係団体、生産者を支援することが大事であるというふうに認識をするところでございます。

そこでまず、後継者育成対策でありますが、新しく漁業を行う若者に対し就労や漁船の購入支援を行う新規漁業就業者支援事業費の補助を行っております。この事業では平成18年度より８人の方々が研修を修了し、漁業の後継者として育っております。さらに、現在４人の方々が漁業研修を行っております。今後とも、漁業の後継者対策とともに漁業の振興対策につきましては関係団体と連携を密にするとともに、つくり育てる漁業の推進につきましても努力をしてまいります。

次に、大きな２点目の農業政策についての環太平洋連携協定の本市農業への影響についてでございます。

先日の報道によりますと、野田総理は参加表明につきましては、協議の最中ということと国内で十分論議することの熟度を見て判断したいと説明をし、今回メキシコで開かれておりますＧ20での表明を見送る考えを示したものと認識をいたしております。

また、ＴＰＰの影響につきましては、御案内のように本市における農業は小規模経営で行われておりまして、農業機械の効率的利用の面などからコスト高となっているため、環太平洋連携協定、ＴＰＰにより現在関税率の高い稲作や畜産農家にとっては特に大きな打撃を受けることが予想をされます。しかしながら、野菜におきましてはほとんどの品目の関税率が現在３％のため、輸入量が急激にふえることはないものと思われますが、加工調整品の輸入増加やそのほか関税の撤廃による影響は各産業方面に広く及ぶものと考えております。本市におきましては、ＴＰＰによる影響について独自の試算は、残念ながらできておりませんが、流通経路や農業用資材等にも少なからず影響があるものと予想されますので、国や農業関係団体の動きなどを注視していく必要があるものと考えております。

次に、大きな４点目の福祉行政についての生活保護の現状についてでございます。

リーマン・ショックから引き続く世界的不況の影響を受けまして、生活保護受給者は全国的

にも増加の一途をたどっております。３月末現在で210万人を超え、過去最多を更新し続けており、生活保護受給総額は３兆7,000億円となる見通しと言われております。また、議員さん御案内のとおり、有名芸能人の親族の保護受給報道もございまして、扶養義務のあり方を初め制度自体の改正、改善が議論をされているところでございます。

国におきましては、平成23年度から国と高知市長を初めとする地方公共団体の代表による生活保護制度に関する国と地方の協議を開催をし、生活保護制度の見直しを進めておりまして、平成23年12月にその中間取りまとめが報告をされたところでございます。この報告によれば、生活保護費の半分を占める医療扶助の一層の適正化を図るため、電子レセプトを活用し、同一疾病での重複受診、頻回受診などの是正指導対象者の抽出を瞬時にできるソフトの開発やジェネリック医薬品の使用促進、また資産調査に関する金融機関本店への一括照会の実施などが提言をされております。また、自立就労支援につきましては、自治体とハローワークの協定による連携を基盤とし、求人開拓、能力開発を通じた就労支援を図る福祉から就労支援事業への拡充に取り組んでいるところでございますが、今後制度の見直しの方向性としましては、就労収入の積立制度の創出による脱却インセンティブの強化などが掲げられているところであります。

本市におきましては、現在も電子レセプトを活用し、不適正受診の抽出による是正改善に努めるとともに、管内の薬局への訪問や被保護者に対する啓発活動を実施をして、ジェネリック医薬品の使用促進にも取り組んでいるところであります。また、就労支援につきましても、安芸ハローワーク管内の有効求人倍率は、平成22年度0.46倍、平成23年度0.56倍と全国平均の0.68倍を大きく下回る状況であります。昨年度はハローワークとの連携、就労支援員の活用により15名を対象に就労支援プログラムを実施し、２名が就労を開始しているところでございます。また、扶養能力の調査につきましても、親族に対する金銭的援助や精神的支援を含めた扶養の可否の照会を行い、その結果を記載した台帳整備を進めているところでございますが、前段申し上げましたように国におきまして扶養義務の厳格化などについて議論がされているところでございます。

いずれにしましても、今後とも国・県の指導、指示を受けるとともに、策定をいたしております室戸市福祉事務所生活保護実施方針に基づきまして生活保護行政の適正運営に努めてまいります。

私からは以上でございますが、教育長及び関係課長から補足説明をいたさせますので、よろしくお願いします。

○議長（林　竹松君）　川邊農林水産課長。

○農林水産課長併農業委員会事務局長（川邊幸雄君）　柳原議員さんに、大きい項目１、沿岸漁業についての質問の中で沿岸小型漁船の状況について市長答弁を補足説明させていただきます。

御質問の中で１番の沿岸小型漁船で漁業に従事していた漁船員の方たちの数ということですが、10年前、平成14年になりますが、607人、５年前、平成19年は543人、現在、平成24年で503人となっております。

次に、それの年代別の従事者ですが、今現在で40歳未満の方が62人、全体の12％になります。40歳から60歳が156人で31％、60歳以上が285人で57％となっております。以上であります。

○議長（林　竹松君）　谷村教育長。

○教育長（谷村幸利君）　柳原議員にお答えいたします。

大項目３の教育行政でありますが、学校・警察連絡制度の導入についてお尋ねがございました。

この学校・警察連絡制度につきましては、市長が開会日に行政報告の中で申し上げましたように、少年をめぐる問題が多様化、深刻化している現状を踏まえ、室戸市内における児童・生徒の非行及び犯罪被害を防止し、その健全育成を図るため、相互の連絡に関する協定書を５月１日に締結し、１カ月後の６月１日から施行したものでございます。

議員お尋ねの本協定を締結し、小・中学校の校長会やＰＴＡ関係者への説明をするに当たり反応はどうであったかということでありますが、昨年度に県教育委員会から学校・警察連絡制度についての趣旨説明があった時点から室戸市教育委員会といたしましても定例会で協議をし、平成24年度中の施行を予定しておりました。また、並行して校長会で本制度の趣旨を説明し、理解を得てまいりました。さらに、保護者に対しましては、本制度の説明用のチラシを配布し、周知と理解をお願いしております。関係者の反応は、現時点では特にございませんが、制度の趣旨については理解していただいているものと考えております。

次に、昨年の管内における児童・生徒の補導件数は何件か、補導率はどの程度か、また他の市町村と比較して室戸市の状況はどうかということについて一括してお答えいたします。

昨年の室戸市内における児童・生徒の補導件数はゼロでありました。したがいまして、児童・生徒数に対する補導率につきましてもゼロでございます。もちろん表面上はというところがございます。

次に、他の市町村と比較しての状況でありますが、高知県内の補導件数の約80％は高知市を中心とした県中央部で発生しており、室戸市内では全体的に落ちついた状態が続いております。

いずれにしましても、この学校・警察連絡制度の運用を適切に図りながら、児童・生徒の非行、犯罪の未然防止と健全育成に向けて取り組んでまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（林　竹松君）　黒岩福祉事務所長。

○福祉事務所長（黒岩道宏君）　柳原議員さんに、大きな４点目の福祉行政についての生活保

護の現状について市長答弁を補足説明させていただきます。

まず、１点目の室戸市の生活保護率は何パーミルかについてでありますが、平成24年４月１日時点で56.5パーミルとなっております。

次に、２点目の担当職員１人当たりのケース数についてでありますが、これも同じく平成24年４月１日時点の生活保護受給者世帯数が649世帯であり、現在８人の現業員が担当しておりますので、１人当たりの担当ケース数は約81世帯となっており、国の基準であります80世帯とほぼ同じということになっております。

次に、３点目の市町村別における県下での室戸市の状況についてでありますが、市町村別では県下で２番目、上から２番目となっており、市では本市が最も多く、以下高知市、須崎市、南国市の順となっております。

次に、４点目の適正保護を継続していく上での留意点についてでありますが、先ほど市長が答弁しましたとおり、室戸市福祉事務所生活保護実施方針を策定し、適正運営に努めているところであります。具体的内容としましては、保護の相談、申請、開始時における助言指導及び調査の徹底として要保護者を発見し、適切な保護を実施するため、民生委員・児童委員等との連絡、連携により生活保護制度の周知を図っており、申請者には面接時に保護申請の有無を確認し、法の趣旨、受給要件、手続、権利義務等について十分な説明を行った上で申請の意思を確認するとともに、専門知識を持つ面接相談員から他法、他施策等の活用についての助言や資産の活用、収入の把握や親族などへの扶養能力調査を行っております。継続ケースにつきましても、新規ケースと同様に必要な調査継続を適宜行うとともに、主治医訪問等により病状把握に努め、病気等により就労できない方には療養指導を行い、就労できる方については求職活動実施の助言・指導を行い、ハローワークとの連携により就労の支援をいたしております。また、訪問調査活動の徹底による生活実態の把握や定期的な収入、車等の資産調査を実施し、適正保護の確保に努めており、ケース診断会議の開催、警察等関係機関との連携などにより、処遇困難なケースについても所全体で取り組むなど、組織的な運営管理を心がけております。また、本年度には、事務の効率化を図るため、国の補助により生活保護システムの更新を予定しているところでございます。以上でございます。

○議長（林　竹松君）　これをもって柳原只雄君の質問を終結いたします。

昼食のため午後１時10分まで休憩いたします。

午後０時６分　休憩

午後１時７分　再開

○議長（林　竹松君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、亀井賢夫君の質問を許可いたします。亀井賢夫君。

○２番（亀井賢夫君）　２番、自民クラブの亀井です。本定例会におきまして、通告に従い一般質問を行います。

まず初めに、１、海洋深層水とアクアファームについて。

海洋深層水の利活用についてお伺いします。

高知県における室戸海洋深層水関連産業は100社以上で、現在ミネラルウオーターや塩の販売など高知県全体で総額約127億円の売り上げと、室戸市内では約180人程度の雇用を創出しているとお聞きします。そのような大きな事業を生み出す海洋深層水は、室戸市にとって新たな産業の手助けとなる大きな資源であります。その資源となっている海洋深層水の取水事業は、何度も国へ足を運び、平成12年海洋深層水給水ターミナルとして室戸市に設置され、現在に至っております。当時は海洋深層水の活用についてさまざまな議論がありました。温度差発電、アトピー性皮膚炎の治療、海藻や魚介類の養殖、そして農業分野やミネラル飲料水、食塩等の食品分野も議論されたようです。その後、企業誘致もあり、多くの飲料水製品がつくられております。また、企業等によるテレビコマーシャルの宣伝効果にも後押しされるように海洋深層水の需要が大きく伸びていったようです。その影響も手伝い、現在は深層水関連の加工食品や農産物等多くの深層水製品がつくられて販売されております。

しかし、今の深層水事業は落ちついているというか、海洋深層水が低迷しているように思えてなりません。これは深層水事業が始まったときと比べて海洋深層水のすぐれた効果や特徴等が全く県民、市民に宣伝されなくなっているのも深層水離れの原因となっているのではないでしょうか。年々減少する深層水特別会計の収入が物語るように、深層水事業に新たな展開が見えない状況になっております。海洋深層水事業もはや10年以上経過しており、給水施設の機械類の交換や維持管理費等も年々ふえてくると思われます。自然から恵みを受けた室戸市の宝物である海洋深層水の利活用について再検証すべきではないでしょうか。

そこで、お伺いします。

①飲料水から加工食品、農産物など多くの深層水製品ができて販売されておりますが、１日の取水量である4,000トンの販売数量と収益の内訳はどうなっているのでしょうか。企業関係では１日2,000トン、水産関係で可能な１日の数量は2,000トンと聞いておりますが、深層水収入が年々減っている理由として、利活用されていない深層水の余剰水の利活用について、利益を得るための営業や宣伝等、深層水の売り込みについてどのような対策をしているのでしょうか。

②海洋深層水を使ってアクアファームの送配水管より浅川食品やシレスト、スジアオノリ養殖等の工場へ給水されている陸上部の配管と海洋深層水の取水管で使用されている硬質ポリエチレン管については布設されて約12年になると思われますが、この送配水管と取水管の耐用年数は何年になっているのでしょうか。そして、陸上部分のポンプピット、給水ターミナルに設置されているポンプ類や機械類の耐用年数はどうでしょうか。通常ポンプ類は10年程度と聞いておりますが、交換の必要性はないのでしょうか。交換となれば、その金額はどのくらいになるのでしょうか。特別会計で予算の対応ができるのでしょうか。

以上、２点について御答弁をお願いします。

２、南海地震対策について。

(1)南海地震対策事業についてお伺いします。

この南海地震対策につきましては毎回同じような質問が議会で問われており、市長も担当課長も何度も同じことの答弁がされていると思われますが、地震、津波対策についての質問はこれから毎回のように議会に出されると思います。東北地震から１年以上経過した今でも復旧、復興が進まず、仮設住宅の生活や県外での生活が今なお続いている状態になっています。そんな状態を考えた場合、当市にとってはこの先、東南海・南海地震の発生確率が10年で20％程度、30年先では東南海地震が70％程度、南海地震が60％程度と毎年徐々に発生確率が高くなってきており、一番の重要課題と考えられます。東北地震の影響やこのごろ頻繁に報道される地震速報により、市民の関心も地震、津波対策に関しては非常に敏感になってきております。

県下でも逃げる対策のソフト事業や避難路、避難場所の草刈りなどの軽作業についても地域の自主防災組織で取り組みがされており、少しずつ整備は進められているようです。県の補助事業につきましても、知る対策、伝える対策、避難する対策などで多くの事業に対応できる内容となって応援されております。

当市につきましても、住民ワークショップの意見交換も行われて地震、津波対策への取り組みがスタートしております。その中でも防災対策に関して地区で望んでいるのは、事業量、事業費の大きなハード事業が考えられます。これらのハード事業に関しては事業採択から工事の完成までに日数を要することや予算的な確保が非常に難しいことがあり、室戸事務所との連絡、情報を密にして、国・県の動向を把握しながら早急かつ迅速に何度も要望していくべきと考えられます。これからの住民要望については集落に直接影響してくると考えられる防波堤のかさ上げ、補強、避難道路の整備、陸閘、水門の補強、河川付近の河川護岸の整備等々多くのハード事業が次々に市民の方より要望が出されてくると思われます。

そこで、お伺いいたしますが、①毎年要望書が国と県に提出されておりますが、要望書の要望事項が避難港の整備事業や海岸侵食事業等、毎年同じような継続事業が要望されているように思われるのですが、今早急に取り組むべき重要課題である南海地震津波対策に関係している要望事項が椎名の防波堤かさ上げ工事だけが当てはまるように見えるのですが、毎年出される要望事項はどのようにして決めているのでしょうか。そして、国・県では南海地震対策事業として当市関連としてはどのような事業が計画されているのでしょうか、お聞かせください。

次に、(2)当市の道路状況についてお伺いします。

当市は高速道路の空白地帯であり、西の奈半利町、東の東洋町とつながっている道路が国道55号線の１路線だけという道路網の未整備地区になっております。その国道55号線も渋滞を解消するために市内の国道は集落から迂回するように海岸線沿いにバイパス道路として設けられており、旧国道は市道として管理されております。国道がバイパス道路に移転されたことによ

り、ガソリンスタンドやコンビニなどの多くの店舗が旧国道から交通量の多い国道へと進出移転がなされたことにより、民家も国道へと進出して徐々に集落として形成されてきました。その結果、旧国道沿いと新国道沿いに集落がつくられて、双方につながる連絡道路の整備計画が十分に協議されないままで供用開始がされたと思われます。特に室戸岬町が土地の形状も段差や障害物があるなど複雑なこともあり、連絡道路の未整備地域になっているように思われます。

ここで言いたいのは、浸水地域が今までと違い広く変更になったことにより南海地震津波対策のソフト事業である逃げる対策による避難場所が今までより高い場所へと変わったことにより、より遠くに逃げなくてはならなくなってきております。前段で話しているように、国道のバイパスは海岸沿いにほとんどがつくられたことから、海抜の高い陸上部への連絡道路の整備計画を検討するべきではないでしょうか。現状の道路状況では浸水地域が広がり、海岸沿いの集落から高台への時間がかかることなど避難道路が万全でないと考えられます。

そこで、お伺いします。

①室戸市全体のことになりますが、集落が国道バイパス沿いと旧国道沿いという形でできております。こんな集落形成のアクセス道路、連絡道路の道路整備計画は検討されているのでしょうか。例えば平成23年に市道下町西線、羽根坂本線が似たような形で地域内の連結を目的として道路整備が始められておりますが、別の地域に新しく道路整備が計画されている路線はあるのでしょうか。

②浸水地域が広くなったことにより津波の影響を受ける道路が多くなってきております。国道が寸断された場合の逃げる道路、隣町へのアクセス道路を市民に知らせる必要があると思われますが、以前に市長も答弁で奥地の林道により接続している道路名について答えられておりますが、県道、市道、林道、農道等によって市内全体の道路がどのようにつながっているのか、車での通行可能な道路なのか、徒歩なのか、津波の影響がない道路として市民にわかるように図面に落として知らせるべきではないでしょうか。

以上、２点について御答弁をお願いします。

３、生活道路、赤線道路の維持管理について。

生活道路の維持管理についてお伺いします。

ここでお聞きする道路につきましては、昔から生活道路として利用している民家の前や横につくられている狭い赤線道路、私道のことです。こんな形状の生活道路は、裏山のすそ野に点在して建てられた集落に多く見受けられます。現在この道路の状況は、路側と見受けられる高さ２メーター程度の空石積みが少し膨らんだ危険な状態になってきていることで関係住民の方より相談があり、現地を確認してまいりました。状況としましては、段々につくられた土地に住家が建てられており、その間を結んでいる生活道路は急な坂道で、両側は空石積みでできた道路が入り組んだ状況でつくられております。生活道路としては道幅は約１メーター弱と狭

く、急なスロープで高齢者等にとっては通行が非常に困難な道路となっております。こんな生活道路として利用している狭い道路が、今後この住民の避難路として役割を担うことになります。

そこで、お伺いします。

①赤線道路は市が管理されていると思いますが、幅員の狭い赤線道路が崩壊した場合にも災害復旧工事の適用を受けることができるのでしょうか。そして、災害申請をするには関係戸数や費用対効果も採択基準に関係するのでしょうか。また、一戸でも対象になるのでしょうか、お聞かせください。

②民家が入り組んだ赤線道路で、今度は一、二名ほどの避難路として利用することになる生活道路の予防工事は通行が危険なところであれば維持工事はできるのでしょうか。また、担当課は何課が窓口になるのでしょうか。

以上、２点について御答弁をお願いします。

４、事業への取り組みについて。

事業への取り組みについてお伺いします。

ここで取り上げる事業につきましては、事業計画書によって道路新設改良工事、下排水路改良工事等として取り組まれており、事業着手に向けて協議されていたものであります。そして、これらの事業については計画書に基づいて完成されている事業と、事業途中で中断、中止、そして廃止となった事業など長期間未着手状態となって残っている事業になっております。その未着手事業について、地元の住民より南海地震対策に備えるための緊急車両の通行や避難路の確保のための崩壊対策など、防災に対して事業の再着工への要望の声が上がってきている現状となっております。

まず、１点目の箇所につきましては、西大谷地区の急傾斜地及び道路側溝が現地となります。この現地につきましては、何度も室戸事務所と市の担当課で現地に出向き、事業採択に向けて検討されていたようですが、採択されずに現在に至っております。現状は、裏山の墓地や畑の石積みにより湧水が流れ出し、民家の庭や生活排水路、そして側溝へと流れて、梅雨時期には大量の洪水となり、生活に支障が出ているようです。この現地については、室戸事務所と市の担当課によって当事者に事業採択についての説明はされているとのことですが、行政側の説明と関係者との解釈が違っているようで、関係者の方は事業の行方はどうなっているか気になっております。

そこで、お伺いします。

①市民の方から要望された箇所については担当課ですべて現地調査はされていると思われますが、関係者に対して事業採択の可否についての説明はどのようにされているのでしょうか。解釈の違いが出ております。そして、この西大谷地区の現地はどのように事業採択に向けて進めていく考えなのでしょうか。県なのでしょうか、市なのでしょうか、お聞かせください。

②前任者から市民要望の未解決問題や未着手事業についての引き継ぎはどのようにされているのでしょうか。室戸市職員服務規程第17条によって引き継ぎされているのでしょうか。

③議会答弁で山の崩壊については急傾斜対策事業の要望をされているとのことでしたが、現在県に対して何カ所の要望が出されているのでしょうか。その要望の中にこの地区は入っているのでしょうか。

以上、３点について御答弁をお願いします。

次に、２点目の箇所は大谷地区の幹線道路でございます。この市道大谷本線についても、以前の地域改善対策事業の事業計画書に何度も取り上げていた道路改良工事であり、事業採択に向けて担当課と地元関係者の間でよく協議がされて事業に取り組まれていたように記憶しております。ただ、東大谷地区の未整備区間と西大谷地区の入り口付近については未着手となっており、地元から改良に向けての要望の声が多く出ている区間となっております。

そこで、お伺いします。

①東大谷地区の未整備区間は民家が密集しており、地震による火災等には緊急車両の通行が困難な路線であり、現在地元の関係者より改良の要望が市に出されて検討がされているように聞いておりますが、担当課の取り組みはどのように進められているのでしょうか、お聞かせください。

②次に、西大谷地区の入り口整備についてになりますが、この場所は以前事業採択されて中断になった経緯がありますが、現在土佐国道事務所により３差路交差点の改修について取り組みが始められており、それに伴い県道の取り合わせ部分も検討されているようにお聞きします。市としても、この地域の関係住民や大谷地区の避難道路計画を考えた場合、国・県の交通渋滞の解消計画と一緒になって西大谷地区の出入り口整備に取り組むべきと考えられますが、市の取り組みについてお聞かせください。

以上、２点について御答弁をお願いします。

５、入札、契約のあり方について。

入札、契約についてお伺いします。

当市の入札及び契約については、室戸市契約規則によって適正に取り扱いされております。その契約規則、随意契約での地方自治法施行令第167条の第２項の取り扱いについて、市民の方より問題の提議が出されて議論するはめになりました。その内容については、随意契約とは台風、集中豪雨による災害などの緊急を要するときにやむなく結ぶ契約ではないでしょうか。第２項の随意契約の理由についてはほかにもありますが、このごろ事業費が少額な工事の発注については随意契約が多いように思えるのは建設業に携わっている人たちだけでしょうか。

そこで、お伺いします。

工事の発注については、施工伺のときに施工前の写真を計画書に添付して説明をしていたと思いますが、今はどのようにしているのでしょうか。工事費が130万円未満の工事は担当課で

判断して契約方法を決められているのでしょうか。私の知る限りでは、随意契約ができそうな予算は農林水産課の農地費、そして林道費の工事と委託料、建設課の道路維持費の工事請負費と委託料、河川海岸費の工事費と委託料が対象になると思いますが、随意契約ができる金額130万円以下の工事発注件数と随意契約された件数をお聞かせください。また、随意契約を結ばれた理由について、地方自治法施行令第167条の２の第何号を使って契約されているのでしょうか、お聞かせください。

これで１回目の質問を終わります。

○議長（林　竹松君）　執行部の答弁を求めます。小松市長。

○市長（小松幹侍君）　亀井議員さんにお答えをいたします。

まず、大きな１点目でございます。室戸海洋深層水とアクアファームについてでございます。

議員さん御案内のように室戸海洋深層水アクアファームにつきましては平成12年４月に設置をされまして、地元企業や市民の皆様方に御利用をいただいているところでございます。また、平成23年度には2,000人以上の観光客の方々の受け入れをするなど、海洋深層水の清浄性や富栄養性などすぐれた特性についてＰＲに努めてきたところでございます。しかしながら、アクアファームの海洋深層水使用料収入は平成19年度の5,321万円をピークに平成23年度は2,700万円となっておりまして、飲料水生産企業の取水の減少により使用料収入が伸び悩んでいるところでございます。

今後におきましては、スジアオノリやアワビなどの水産事業での利用促進、農業や他の産業への利活用の拡大、またジオパークと関連づけた取り組みなどによりまして利活用を進めなければならないと考えておりますし、高知大学または高知県、海洋深層水企業クラブなどと連携を密にし、利用の促進を含め海洋深層水の振興、発展に努めなければならないと考えております。

次に、大きな２点目の(1)南海地震対策事業についての要望活動についてでございます。

前段で防災対策の重要性を議員さんもお話をされたわけでありますけれども、この点につきましては私も同感でございます。そこで、国・県への要望につきましては毎年行っているところでございますし、新しい課題が出てきた場合には随時その事項を要望活動に追加をしているところでございます。御指摘のございました椎名防潮堤のかさ上げ工事につきましても、県に要請をしてきたところでございます。

また、現在要望しております事項は、室津避難港の整備、県道佐喜浜吉良川線の改良工事や海岸侵食対策事業の早期完成、そのほか三津坂トンネルの改良、国道55号線の改良としてトンネルのことであるとか拡張箇所、国道の拡張箇所３カ所の要望、また室戸－東洋町間のバイパス道路の整備などについて要望を行っているところでございます。

また、南海地震対策の推進では、高規格道路からのアクセス道路の整備のことや防災行政無

線の整備、消防無線のデジタル化、避難タワー、避難路、避難誘導標識の整備などについて財政支援をいただけるよう要望をいたしているところでございます。

次に、国・県での南海地震対策事業につきましては、現在のところ、国の事業は橋梁の補強が主要な事業となっているところであります。県におきましては、県道椎名室戸線の室津川橋の橋脚部分の補強であるとか、室戸岬漁港の防波堤を粘り強い構造に改良することなどが計画をされているとお聞きをしているところでございます。

次に、(2)道路状況についての①国道と旧国道のアクセス道路の計画についてでございます。

現在当市の道路事業は社会資本整備総合交付金事業におきまして、路面や排水路が老朽化した主要道路の改良や防災道路の整備を行っているところであります。旧国道と新国道をつなぐ道路につきましては、これまで地区道路として改良した箇所がございますが、昨年度は新村地区で改良を行っております。議員さん御指摘のつなぐ道路でありますが、羽根、坂本地区、愛宕橋の周辺、羽根小避難道などが今後におきまして取り組んでいかなければならない箇所だと思っております。これらにつきましては、道路計画全体の中で必要性、緊急性等を考慮し、順次計画に取り入れて整備していきたいと考えております。

次に、②市内の道路網についてでございます。

旧町間のアクセス道路は、吉良川から佐喜浜間をつなぐ林道大平舟場線と平成24年度開通予定の羽根から佐喜浜間をつなぐ林道東又佐喜浜線の２路線がございます。また、羽根黒見と北川村を結ぶ林道羽根線がございます。ほかに、羽根中尾と吉良川西の宮間をつなぐ台地上の道路や元崎山と吉良川傍士間をつなぐ道路、吉良川日南と釣の口をつなぐ林道日南釣の口線がございます。議員さん御指摘のように、これらの路線は防災的観点からも市民の方々に広くお知らせをする必要があると考えております。各路線で行き先を表示した看板や県、市、林道などのつながりを道路マップにすることなどにつきまして、検討の上、取り組んでまいりたいと考えております。

次に、４点目の(2)大谷本線の道路改良についてでございます。

市道大谷本線はこれまで地区道路として一部改良しておりますが、東大谷地区のお寺の裏や西大谷入り口付近が未改良となっております。緊急車両等が通り抜けできない狭隘な区間があり、地区住民から拡幅の要望を受けているところでございます。地区道路の整備はこれまでにも申し上げてまいりましたが、まだまだ各地区でたくさんの要望がございます。全地域を一度に実施することは大変困難でございますので、地域性なども考えながら一つ一つ取り組んでいるところでございます。御案内のように、大谷地区におきましては平成20年度から平成22年度にかけまして社会資本整備総合交付金事業を使いまして市道東大谷山手線を整備をしてきたところでございます。現在は羽根地区の市道坂本東線の道路改良に順次取り組んでいるところでございます。大谷地区入り口の整備の御指摘もございますが、当市の道路整備につきまして

は、整備計画を策定するとともに新行財政改革プランに基づいて進めております。今後におきましても、これらの見直しやローリングを行いながら道路整備に努めてまいります。

私からは以上でございますが、関係課長から補足説明をいたさせますので、よろしくお願いします。

○議長（林　竹松君）　川邊農林水産課長。

○農林水産課長併農業委員会事務局長（川邊幸雄君）　亀井議員さんに、大きい３の(1)赤線の災害復旧についてお答えいたします。

農林関係の農道の災害につきましては、農業用施設災害復旧事業による制度を適用しております。降雨による災害の対象は日雨量が80ミリ以上、時間雨量で20ミリとなっております。本災害では幅員が1.2メーター以上、受益の戸数が２戸以上となっており、工事費で40万円以上が対象となっていきます。また、農道として使用されていることが必要であります。幅員が1.2メーター未満の農道については単独災害復旧事業となります。気象状況、受益戸数、利用効果については、本災同様の採択条件が必要となってきます。工事費が10万円以上となります。幅員が1.2メーター以上あっても、10万円以上40万円未満であれば単災で復旧できることとなります。

次に、大きい５番の入札、契約のあり方についてであります。

まず、１点目の施工伺のときの写真の添付についてでありますが、工事額に応じて他の課との合い議や決裁区分がありまして、設計図書だけでは現地の場所や状況が判断しづらい面がありますので、施工前の写真は添付するようにしております。

次に、２点目の工事費が130万円未満の契約方法についてでありますが、室戸市事務決裁規程では工事費が30万円以上では財産管理課長の合い議が、また100万円から500万円未満は企画財政課長の決裁が必要であることから、担当課だけの判断での決定はしておりません。

３点目の随意契約が可能な130万円以下の工事発注件数とそのうちで随意契約した件数でありますが、平成23年度の農林土木関係、工事発注件数は24件です。そのうち130万円以下は12件でございます。その12件の中で随意契約のものは４件です。根拠法令は、地方自治法施行令167条の２第１項第１号による契約をしております。以上であります。

○議長（林　竹松君）　中西商工観光深層水課長。

○商工観光深層水課長（中西政夫君）　亀井議員さんに市長答弁を補足させていただきます。

大きな１点目の室戸海洋深層水とアクアファームについての１点目の海洋深層水の利活用についての給水量と使用料収入についてでございますが、平成23年度の給水量は69万2,523立方メートル、使用料は2,700万6,983円となっております。これは、１日に平均すると給水量が1,892立方メートル、使用料が７万3,790円となっており、その主な内訳といたしましては、スジアオノリなど水産業の振興のための給水量が1,622立方メートル、企業などの産業利用等が270立方メートルとなっております。なお、１日の取水量は4,000立方メートルですので、単純

計算すると残りの2,108立方メートルを海域に放出していることになります。この余力につきましては、アクアファームや企業の営業時間外である夜間の時間帯にも放出しているものでありますが、アクアファームの受水槽の有効水量が30立方メートルしかないため、すべてを供給することはできないのが現状でございます。

また、より多く海洋深層水を利活用していただくため、平成23年度はパンフレットを作成し、一般消費者やバイヤーへの配布を行うとともに、東京で開催されているスーパーよさこいなど各種イベントでのＰＲやアンテナショップまるごと高知でのＰＲ等を高知県や海洋深層水企業クラブなどと連携しながら実施してまいりました。

次に、２点目の機械類の耐用年数についてでございますが、送水取水管の耐用年数につきましては、製造メーカーに問い合わせたところ、使用環境にもよりますが、陸上に布設されている硬質ポリエチレン管につきましては50年間は耐えられる設計となっており、また海底に敷設されている鉄線鎧装硬質ポリエチレン管につきましては、防食層が健全な場合は100年以上、損傷した場合でも26年間は使用に耐えられるとお伺いしております。

なお、国内で最も古く平成元年から取水している高知県海洋深層水研究所の取水管の内部について布設から16年後の平成17年に小型テレビカメラにより調査を行ったところ、取水管の劣化は認められなかったとのお話もお聞きしており、設置から12年目であるアクアファームにおいても今後も長期間の使用に耐えられるのではないかと考えております。

次に、ポンプや電気設備など機械類の耐用年数につきましては、水道事業実務必携ではポンプ設備、電気設備とも15年程度とされております。しかし、海洋深層水を扱うことから一般的な耐用年数が当てはまらない部分もあると考えますが、毎年２回の保守点検を行い、その中で必要に応じてポンプなどの機械類の修繕、交換を計画的に実施し、安定供給に努めており、その経費は特別会計で対応してきたところでございます。

なお、平成22、23年度においては国の交付金事業を活用し、淡水化装置制御盤などの取りかえ・修繕も行ってきたところでございます。以上でございます。

○議長（林　竹松君）　大影建設課長。

○建設課長（大影伊津夫君）　亀井議員さんに市長答弁を補足させていただきます。

大きい３番目の(1)赤線の災害復旧についてであります。

生活道である赤線の災害につきましては、単独災害復旧事業で可能であります。採択基準は、市道補助災害復旧事業と同じで時間雨量20ミリ、日雨量80ミリ以上の降雨が条件となっております。また、申請するときの関係戸数や費用対効果につきましては、工事費に比べて効果の小さいもの、維持工事として見るものは対象外となりますが、関係戸数につきましては１戸でも対象となります。復旧対象金額は60万円未満であります。

次に、(2)赤線の維持工事についてであります。

生活道である赤線の維持工事は建設課が対応しているとこでございます。赤線の維持補修と

して予算計上はしておりませんが、規模、受益者戸数、工種によりますが、関係者、常会等の力をかりまして、市道の維持補修予算で材料費、重機借り上げ賃を支給し、管理しているところでございます。

次に、大きい４の(1)西大谷地区の急傾斜地崩壊対策事業についてでございます。

市民の方からの要望に対し事業採択可否の説明につきましては、要望された方とお会いするなどして何らかの方法で説明しております。

次に、この現場の取り組みについてであります。

この現場は人家が密集しております裏山であることで高知県直轄事業急傾斜地崩壊対策事業の採択は可能でありますが、現地の状況は山腹のくぼみが長年の雨で谷のようになっており、台風や豪雨のとき、鉄砲水となって山すそを通り集落を流れる状態であるため、斜面崩壊の対策は急傾斜地崩壊対策事業で対応していただけますが、ここの現場は山腹を流れる水を処理することが必要であるため、他の事業での対策を県と協議していかなければならないと考えております。

２点目の前任者からの引き継ぎについての御質問です。

前任者からは室戸市職員服務規程第17条の様式により処理の未了、未着手、将来企画等、それぞれの事項を書面をもって引き継ぎを受けております。しかしながら、今回の事業につきましては県の事業採択の可否がなされていなかったので、そうした引き継ぎはされておりません。

３点目の急傾斜地崩壊対策事業の要望箇所でありますが、佐喜浜地区２件、室戸岬地区１件、それと今回質問されております大谷地区１件、計５件を要望しております。

次に、大きい５、入札、契約のあり方について、工事発注の方法と随意契約についてお答えします。

工事発注の施工伺時は農林水産課と同じように設計書だけでは現場の把握は難しいので、施工前の写真を添付しております。

次に、工事費130万円未満の契約方法につきましては農林水産課と同様であります。

建設課の随意契約につきましては、平成23年度の工事及び委託業務におきましては130万円未満の発注件数は61件であり、うち47件を随意契約により施工しております。契約理由としましては、地方自治法施行令第167条の２第１項第１号の規定による地方公共団体の規程で定める額を超えないものにより契約しております。以上であります。

○議長（林　竹松君）　亀井賢夫君の２回目の質問を許可いたします。亀井賢夫君。

○２番（亀井賢夫君）　２番亀井。２回目の質問を行います。

大きな２の南海地震対策についての(2)道路状況の質問の中で、アクセス道路、連絡道路についてお聞きしましたが、執行部の答弁ではたしか現在では道路計画はされてないかのようにお受けいたします。国や県の方針では逃げる対策が打ち出されて公表されているのに、当市で

は海岸近くに公共施設である学校や市営住宅、そして岬漁港の背後地には市が誘致して建てられたバスターミナルやドルフィンセンターなど観光客や地元以外からの多くの人たちが集まる施設が海抜の低いところにつくられております。これらの施設は、避難場所となる高台が近くにないことから、近道となる避難道路を早急に検討して道路計画を進めていくべきではないでしょうか。再度答弁をお願いします。

次に、４、事業への取り組みについての中で急傾斜地対策事業について答弁されておりますが、この地域の関係住民の人たちの要望はまずこの小さな河川の改修工事です。この河川は雨天時には山が近いことから、課長も答弁されましたが、鉄砲水となって住家のほうへ向かって流れてきます。前段で説明もいたしましたが、河川の近くの関係者は非常に不安になっております。この河川と下流の水路の管理は市と思われますので、管理者としてどのように取り組むのか、お聞かせください。

次に、西大谷地区の出入り口の道路整備についてのことになりますが、この路線につきましては重要であったことから一度は国の事業採択がされております。この西大谷地区の出入り口については、今の状態ではこれからジオパーク関係の大型観光バスの通行も多くなってくると思われることから、交差点の信号待ちによる出入り口での交通渋滞も予想されてきます。この出入り口の交通渋滞の解消を図る目的も踏まえて４差路交差点としての道路整備を進めるべきではないでしょうか。再度答弁をお願いいたします。

次に、５の入札、契約のあり方についてになりますが、私が調べたところ、随意契約がされているのは建設課では約80％弱、農林水産課は約50％強になっております。この随意契約で結ばれた理由についてお伺いしますが、１号の理由で契約された場合、この工事する理由の説明が必要ないということになると思うのですが、違うのでしょうか。そして、その１号の理由を使うことにより随意契約が多くなっているように思えてならないのですが、説明をお願いします。

以上で２回目の質問を終わります。

○議長（林　竹松君）　執行部の答弁を求めます。川邊農林水産課長。

○農林水産課長併農業委員会事務局長（川邊幸雄君）　亀井議員さんの２回目の御質問にお答えいたします。

地方自治法施行令第167条の２第１項第１号は、地方公共団体が定めた額の範囲内で随契が可能であることは、議員さんも御承知のとおり工事費で130万円未満であります。農林課の事業としましては、平成23年度発注工事に関しましては24件、そのうち随意契約でやったのが４件で、工事費に関しては全体の17％であります。

これらの第１号の契約に至った理由としましては、金額もありますが、ほかに工事内容なども検討しております。水路などの製品を設置することやコンクリート舗装など、比較的簡単に施工できる工事などでおおむね30万円程度を対象としております。業者の選定については、工

事現場や近隣であること、また現場の状況に精通していることや地元との利害関係などを考慮して３者以上の業者を選定し、見積もりを徴収しているところであります。以上であります。

○議長（林　竹松君）　ほかに答弁はございませんか。大影建設課長。

○建設課長（大影伊津夫君）　亀井議員さんに２回目の答弁をいたします。

大きい４の(1)西大谷地区の急傾斜地崩壊事業の件についてでございます。

まず、ここの現場は、先ほど御説明したように山からの水、この水を処理することがまず第一で、その山すそでとめる対策を先にできる事業を探すことがまず第１点と思います。そのとめることができた後に、市が排水工事等を整備していきたいと思います。

それと次に、入札、契約のあり方についての御質問で、地方自治法施行令第167条の２第１項第１号の選定の理由につきましては、農林水産課と同様、近くで公共工事や民間工事をしている業者を選択し、地域性や工事箇所に精通した業者３社を選定し、見積もりを徴収しておるところでございます。また、市道の維持管理、草刈りにつきましては、地元常会と契約し、地域住民のニーズに最もこたえる手段と考えておるところでございます。以上でございます。

○議長（林　竹松君）　ほかに答弁はございませんか。

執行部の答弁を求めます。小松市長。

○市長（小松幹侍君）　亀井議員さんにお答えをいたします。

まず、道路整備の話でございますが、１つには旧道と新道を国道をつなぐ道路の必要性についてお尋ねでございます。前段でも申し上げました。何カ所かそういう計画が既にあるということも申し上げてまいりましたし、もう一つは防災対策の観点からは下町道路の整備を今やっておりますし、愛宕山へ続く道路の整備にも現在取り組んでいるところでございます。御指摘の岬地区ということでありますが、今のところつなぐ道路ということは計画等には載っておりませんけれども、防災対策の観点からそうした点にも目を向けていかなければならないと考えております。

それから、西大谷地区の出入り口の話でございますが、これはこれまで４差路化という話は私自身は初めて聞く問題でございますので、この辺については国の道路整備の計画についても十分把握をして対応していかなければならない問題だと考えておりますし、この大谷地区につきましては、前段でも申し上げましたようにこの出入り口の地点あるいは東大谷の地点という何カ所か要望が上がってきているところでございますから、これは優先順位をどうつくっていくか、どういう中で協議をいただくかというようなものも大変これから大事になってくると。どちらを優先するのかっていう問題も大事な検討課題になってくるものというふうに考えております。

したがいまして、これらのことにつきましても全体的な計画の中でということで、前段で申し上げましたように全体的な計画の中で議論の上、取り組みを進めていきたいという思いでございますが、地域性等もありますので、順次といいますか、今別の場所を進めているわけであ

りますので、そうしたところの完了というようなところも踏まえながら検討をしていかなければならないというふうに思っております。以上です。

○議長（林　竹松君）　小松市長。

○市長（小松幹侍君）　亀井議員さんにお答えをいたします。

１点随意契約の中の答弁漏れがあるということでお答えをいたします。

自治法の167条第１号につきましては、金額で定めているというふうに認識をしておりますが、すべてのことについて金額で全部定めていくということは私自身も適当ではないと考えております。できるだけ入札方式をとるのが望ましいというふうに思ってますし、一つ一つの契約事案を検討いただかないといけませんが、私はできるだけ入札にすべきであると。特別な金額においても、どうしてもやむを得んというような事情がある場合に金額において随意契約をすべきというふうに私自身はそんな考えを持っているところでございますので、額だけで随意契約することはなるだけ控えるような取り組みをしていかないといけないというふうに考えております。以上です。

○議長（林　竹松君）　これをもって亀井賢夫君の質問を終結いたします。

次に、濱口太作君の質問を許可いたします。濱口太作君。

○８番（濱口太作君）　８番濱口。ただいまより一般質問を行います。

まず最初に、室戸岬の整備についてお伺いをいたします。

私が議員になって初めて一般質問を行ったのが、５年前の平成19年12月定例会であります。このときに観光行政についての質問の中で室戸岬の整備に関して５つの提案をさせていただきました。１点目が遊歩道の整備、２点目が老朽化した案内板の取りかえ、３点目が老朽化した公衆便所の取り壊し、４点目が中岡慎太郎上の展望台の復元、５点目がボランティアガイドの育成であります。この５点のうち、１点目の遊歩道の整備以外につきましては執行部の皆さんの努力によって実現をしております。今回はまだ実現をしていない遊歩道の整備を含め４点ほど気がついたことについて提案をさせていただきます。

１点目が、遊歩道の整備であります。

室戸岬の遊歩道の中でも特に石が多く敷き詰めてあり、歩きにくい飛厳荘から岬観光ホテル間についての整備を５年前に提案をいたしました。このときの担当課長さんの答弁では、市長ともども県の自然共生課に改修、改良をお願いしているとのことでありましたが、５年たってもまだ実現をしておりません。それはそれなりの理由があってのことだと思いますが、ガイドの皆さんにお伺いをしましても、最近の観光客は高齢者の方が多く、歩きにくく危ない、またガイドの方の中にも足を痛めた方もおいでますし、遊歩道の一部が石に埋もれている箇所もあります。11月には日本ジオパーク全国大会が本市で開催されることになっております。できればそれまでに整備をし、訪れた方々に足元の不安もなく、室戸岬の景観を十分に楽しんでいただけるようにしたいものであります。４月に知事が来られたときにお願いもしたとのことであ

りますが、改良の可能性はあるのか、お伺いをいたします。

２点目が、インフォメーションセンターについてであります。

室戸岬に旧バス待合所を改修したインフォメーションセンターがあります。先日、管内視察時にこのインフォメーションセンターを訪れましたが、本当に狭いと感じました。壁にはパネル等がかけてありましたが、スペースが狭いため、ところ狭しと展示をしてありました。多くの情報を発信したい、その気持ちは十分に理解できますが、見る側からすれば見にくいレイアウトとなっております。また、壁や天井に張ってある壁紙は湿気のためにはがれかかっているような状況にあります。インフォメーションセンターと言えば、訪れた方々にいろんな情報を提供する場であり、窓口であり、室戸岬の顔でもあります。当初の取り組みとして既存施設を活用したことについては理解はできますが、世界認定を受けた後の施設、つまり世界ジオパークのインフォメーションセンターとしては余りにもお粗末な施設だと思います。新しいインフォメーションセンターを建てるべきではないのでしょうか。

また、室戸岬には観光客の皆さんが休憩する場所、日陰で休む場所がありません。これからの高齢化社会を考えますと、室戸岬を散策後に休憩をする、そういう施設も必要ではないのでしょうか。

そこで、提案ですが、観光協会横の駐車場、以前に喫茶店のあった場所に１階をインフォメーションセンター、２階を休憩の場とする２階建ての施設を考えてはいかがでしょうか。室戸岬のジオサイトを回るにはお客さんの時間の都合もありますが、30分から２時間程度のコースで案内をしているようであります。出発前にこの施設内でパネル等を見ながら、これから回るコースの概略を説明し、コースから帰ってきたら休憩をとり、次のサイトへと移動する、このような施設が必要ではないのでしょうか。

そして、この施設へは洋式トイレを設置すべきだと考えます。高齢化社会の進行により一般家庭においても体の不自由な高齢者のために洋式トイレが普及するようになりましたし、観光地や道の駅へ行っても洋式トイレが多くなってきております。ましてや、世界ジオパークともなりますと、外国人の方が訪れる機会も多くなるのではないのでしょうか。新しい施設の建設や公衆トイレの改修時には、少し費用面では高くなりますけれども、洋式トイレを普及すべきだと考えます。

室戸岬には自然公園法や文化財保護法の規制があり、新しい構築物を建てることについての困難性は十分承知をしております。しかし、訪れた方々をもてなすための最低限の施設をつくらなければ、室戸岬の観光もこれ以上の発展は望めません。熱意と知恵を出し合えば法規制の障害も必ずクリアできます。そのためにはいろんな方々の協力も必要であります。法規制の許認可の窓口は県であります。地元選出の県会議員さんに協力をお願いするのも方策の一つだと考えます。ぜひ検討してみてはいかがでしょうか。新しいインフォメーションセンターの建設について市長の考えをお伺いいたします。

３点目が、ジオパークの監視体制についてであります。

４月に室戸岬の岩場に落書きがありました。落書きをした犯人の捜査がどうなっているのか私の知るところではありませんが、この落書きをされた岩は１カ月余りビニールシートに覆われたままになっておりました。世の中にはいろんな人がいるのだと思いましたし、またこれからも私たちの思いもしない出来事が起こる、これが今の世の中ではないのでしょうか。ですから、我々もこのような不法行為から守っていく手段、保護する手段を考える必要があります。

以前に私が室戸岬の遊歩道を歩いていたときに、ヤッコカンザシを採取している人に出会ったこともありますし、気をつけて見ると遊歩道沿いだけでもヤッコカンザシを採取した跡がよく目につきます。有名になればなるほど不法行為もふえることが考えられますし、今回の事件を契機に不法行為から自然遺産を守っていくということを考えなければならないと思いますが、今後の監視体制についてどのように考えておられるのか、お伺いをいたします。

４点目が、恋人の聖地についてであります。

室戸岬が恋人の聖地に選定されてから２年がたちました。現在、室戸岬山頂と中岡慎太郎上の展望台、灯台の３カ所に銘板が設置をされております。

先日、「いい旅夢気分」という旅番組を見ていました。すると、番組の中で河口湖のカチカチ山ロープウエー展望台にある天上の鐘が紹介をされました。このカチカチ山展望台からは山頂からすそ野まで見渡せる絶景の富士山が手にとるように間近に見ることができます。そして、その展望台にあるカチカチ山天上の鐘はハートの形をした鐘の中に富士山を見るというすばらしいシチュエーションであり、観光客の記念撮影のスポットにもなっております。富士山を仰ぎ見ながら、家族やグループでこの鐘を鳴らすと無病息災、カップルで鳴らすと恋愛成就の御利益があると言われており、鐘のすぐ横には鐘の鳴らし方を書いたプレートが設置をしてありました。これによりますと、恋愛成就のためにはカップルで３回鐘を鳴らします。１回目は彼が彼女の瞳を見ながら鳴らす、２回目は彼女が彼の瞳を見ながら鳴らす、３回目は２人で鐘を鳴らし愛を誓う。また、無病息災のためには家族やグループで２回鐘を鳴らします。１回目は身を清めるため、２回目は富士山を仰ぎ見ながら家族やグループの無病息災を願い鐘を鳴らすと書いてありました。このように、単に鐘を鳴らすのではなく、それぞれに意味を持たせてあり、工夫がされておりました。昨年末には、以前この展望台を訪れ、この天上の鐘と富士山の光景に感動し、この場所をプロポーズの場所にしようと決めたマレーシア人のカップルが訪れて見事プロポーズを成功させたようであります。この展望台は恋人の聖地ではありませんが、富士河口湖のパワースポットとして認定をされ、多くの観光客が訪れているようであります。

私この番組を見ていて、この天上の鐘が室戸岬の展望台にあったらどうだろうかと想像をしてみました。ハート型をしたモニュメントの中に映る太平洋と青い空、世界ジオパークの海岸、勇壮な太平洋に向かって鳴らす愛の鐘、富士山とまではいかなくても、結構いい絵になる

と思ったことでした。恋人の聖地も全国では100カ所余りが選定をされておりますし、それぞれがその地域らしいストーリーやモニュメントを考えるなど工夫もされているようであります。答弁は求めませんが、恋人の聖地室戸岬に新しい魅力を加えるためのストーリーやモニュメントづくりに知恵を出してみてはいかがでしょうか。

先日、６月10日「むろとの日」に、市外からお客さんが来たので室戸岬で一番美しい景色を見てもらおうとこの展望台へ案内をしました。登りの道は急で苦しそうでしたが、展望台に着き、勇壮な景観を見ると疲れも吹っ飛び、しばらく景色に見入っておりました。そして、ここが恋人の聖地に選定されている旨、私が説明をしますと、建物の階段のフェンスに張りめぐらされていたクモの巣が気になったらしく、山の中にあるので、多少のクモの巣は仕方ないとしても、あれはひどい、クモの巣からは廃墟が連想され、余り人が出入りしてない感がする、聖地と言えば神聖な場所であり、クモの巣はイメージに合わない、もう少し手を入れ、きれいにすればいいのに、そしてこのすばらしい景色を知らすために下に恋人の聖地の案内板をつくり、多くの人に展望台に登ってもらうようにしたらとのことでした。実は登ってくるときに、下にある恋人の聖地の看板の前を通ってきたんですが、気がついてなかった。そこで、帰りにその案内板に案内をしますと、このロケーションの中でこの大きさでは余りにも小さ過ぎて見過ごしてしまう、また書かれている内容を見て、自分はあなたから恋人の聖地の説明を受けたからわかったが、正直室戸岬の恋人の聖地がそれほど有名だとは思わないし、恋人の聖地だと知らずに訪れる人も多いのではないか、単に恋人の聖地を選定された展望台がこの上にあるという案内だけではなく、恋人の聖地とはどういうものであるのか、その説明も看板の中に欲しかったねという感想でありました。参考にしていただければと思います。

最後に、国民健康保険事業についてお伺いをいたします。

昭和36年に全国で国民健康保険事業が実施をされたことにより、国民すべてが公的医療保険に加入する国民皆保険が達成をされて半世紀がたちました。被用者保険の被用者以外の日本国内に住所を有するすべての者を対象とする国民健康保険は国民皆保険の中核的な役割を担うとともに、医療のセーフティーネットとして国民の健康を支えております。しかし、農林水産業と自営業を中心として発足した国民健康保険も、現在は無職者や非正規雇用の被用者など低所得者の割合がふえ、滞納も増加するなど、制度にほころびが見えているのも事実であります。また、無職者や低所得者の増加により収納率が低下する中、高齢者の増加による医療費の上昇により国保特別会計が赤字となる市町村が続出をしており、全国の７割以上の保険者が赤字であり、欠損分を一般会計から繰り入れる市町村が多くなっております。この低所得者層の増加や医療費の急増は国民健康保険の中間層に保険料負担のしわ寄せを生じさせる結果となっており、同じ収入の世帯の場合、被用者保険に比べ国民健康保険の保険料は高いと言われております。

そこで、お伺いをしますが、本市の場合も国民健康保険の保険料のほうが高いのでしょう

か。本市の国民健康保険の加入者は後期高齢者医療が開始をされるまでは約9,000人、率にして５割程度でありましたが、現在では6,000人、４割弱となっております。このように多くの市民の方々の健康を支えている本市の国民健康保険事業も、全国の例に見られるように厳しい経営状況にあります。直近の３カ年を見てみましても、平成21年度が2,806万3,000円の赤字、平成22年度が7,615万9,000円の赤字、平成23年度が6,215万9,000円の赤字となっており、この３カ年をとらえても合計で１億6,638万1,000円の赤字であり、累積赤字は６億4,255万9,000円となっております。

この国民健康保険事業につきましては、昨年９月定例会において一般質問をさせていただきました。このときにも述べさせていただきましたが、健全化に向けて執行部が努力をされていることにつきましては私は本当に評価をしております。特に収納率につきましては、景気の低迷により無職者や低所得者層が増加し、現年の全国平均の徴収率が80％台に落ち込む中で、本市においては95％台の徴収率を上げていることにつきましては、私も徴収の経験があり、国保税徴収の困難さはよくわかっておりますので、頭の下がる思いであります。しかし、このような努力にもかかわらず、平成23年度においては6,215万9,000円の赤字となっているのが、これが本市の現状であります。

本市においては、これまでにも税率の改正も行い増収を図ってきたところでありますが、現在の市民生活を見てみますと高齢化の進行に伴い年金で生活をしている方が多く、消費税の引き上げも現在国会において審議中であり、これ以上税率を上げることについては今までのように市民の皆さん方の理解を得ることは難しくなるのではないかと考えます。安芸市においては国保会計の健全化を図るべく、国保税の改正を議会に提案をしましたが、２度にわたり否決されるなど、その対応に苦慮しているとお聞きをしております。

そこで、お伺いをしますが、この数年国保事業の経営悪化により県内の市町村で税率を上げるところが多くなっているように思いますが、本市の国保税は他の市町村と比べ高いのでしょうか、低いのでしょうか。また、安芸市とはどうでしょうか。

昨年９月定例会の一般質問の中で累積赤字の解消のための一般会計よりの法定外繰り入れを決断する時期に来ているのではないかとの私の問いに対し、法定外繰り入れについての決断をする時期に来ていると考えております、国保運営協議会においても協議をいただくというようなことも踏まえた中で決断をしていきたいとの市長答弁がありましたが、国保運営協議会の協議結果はどうであったのか、お伺いをいたします。

高知県市長会においても、財政支援や制度改正について国へ要望されるなど行動を起こしておりますし、県においても県単位での財政運営について検討がされていることも承知をしております。しかし、今後制度改正や広域的な取り組みが実現をしたとしましても、それまでの累積赤字についてはそれぞれの市町村が処理をしなければなりません。累積赤字の金額から考慮しても、もうこれ以上先送りをし、後世に負担を強いることは許されないと私は思います。広

域化が実現をし、国保会計精算時における特例債の創設などは期待をせず、決断をされるべきではないのでしょうか。

幸い本市の財政状況も２年連続で基金を崩さなくても当初予算が組めるくらいに回復をし、平成23年度決算においても一般会計は４億2,690万円の黒字が計上され、財政調整基金と減債基金を合わすと基金残高は約14億円となっております。住宅新築資金特別会計や土地開発公社の整理も終えました。国保会計の累積赤字解消に取り組む環境は十分に整ったと私は考えます。平成23年度末の累積赤字は６億4,200万円になりました。一般会計からの繰り入れを行わなければ、24年度末には累積赤字は７億円になります。もうこれ以上累積赤字をふやさないためにも24年度から法定外繰り入れを開始すべきだと考えますが、市長の考えをお聞かせください。

以上で１回目の質問を終わります。

○議長（林　竹松君）　執行部の答弁を求めます。小松市長。

○市長（小松幹侍君）　濱口議員さんにお答えをいたします。

まず、大きな１点目の(1)遊歩道についてでございます。

議員さん御案内のとおり、高知県が整備をした室戸岬の遊歩道につきましては、以前から改善要望を行ってまいりました。これまでに一部は改善ができておりまして、フラット化されているところでございます。しかし、大部分玉石を敷き詰めているため、大変歩きにくくなっているところであります。このため、県に対し早期の整備をお願いをいたしているところであります。平成24年５月におきましても要望書を提出をいたしているところでございますが、平成24年度、県におきましては、中岡慎太郎像前の灌頂ヶ浜から民宿飛厳荘までの遊歩道の整備をやるということで予定をいただいているところでございます。今後におきましても、遊歩道の延長とともに、整備状況を把握しながら引き続き県に対し早期に全面的なフラット化をしていただきますように要請をしてまいります。

次に、２点目のインフォメーションセンターについてでございます。

室戸岬のインフォメーションセンターにつきましては、室戸ジオパークの案内と観光ガイドの拠点ということで多くの方々に御利用をいただいております。世界認定以降におきましても、ガイド数は前年度と比べ約７倍の実績がございます。来場者も２倍を超えるなど多くのお客様に来ていただいております。議員御指摘のように現在の施設は既存の施設を改修して利用しているものでございますので、御指摘のように十分ではないというふうに私も考えております。

私といたしましても、世界認定をきっかけに室戸岬にインフォメーションセンターのほか休憩ができるところ、また食事や物販ができるところがぜひ必要だと考えているところでございます。その御指摘の場所につきましても、県とも協議をいたしているところでございますが、御指摘がありましたように室戸岬は自然公園法や文化財保護法による規制がかかっておりま

す。したがいまして、新しい建物は建築が大変難しい状況だというふうに言われております。また、仮設の建物であれば認めますが、３年間ですよというような回答もいただいているところでありますが、そうしたものでは私としても満足をするものではございません。今後におきましても、国会議員さんや県会議員さんのお力添えもいただき、施設の内容等も十分に詰める中で関係機関と協議をし、よりよいインフォメーションセンターなどが設置できるように取り組んでまいりたいと考えております。

次に、３点目の室戸ジオパークの監視体制についてでございます。

４月12日、室戸岬の岩場に落書きが発見をされ、関係者や市民の間においてこのニュースに衝撃を受けたところでございます。そして、対応策につきまして市や県の関係者で協議を行いまして、６月１日に県文化財課によって落書きの消去をいただいたところでございます。今回の行為は大変卑劣な行為であり、あってはならないことでありますが、予防の難しさを痛感をしているところでございます。

なお、今後の対策といたしましては、この区域は国定公園であり、自然環境の美化清掃や動植物の保護などを目的として高知県が自然公園指導員を３名配置をして自然環境の保護に努めていただいておりますので、この方々に一層の配慮をいただくよう要請をいたしますとともに、ジオガイドさんや遊歩道の清掃員の方々にも監視をお願いをしてまいります。そして、警察や関係機関、関係団体、市民の方々の協力も求め、監視体制の強化を図ることで室戸ジオパークの環境保全、保護に努めてまいりたいと考えております。

次に、４点目の恋人の聖地でございます。

答弁は要らないということでございます。市といたしましても、これまでの事業に加えまして新しい魅力をつくっていくよう、魅力に取り組んでいくように進めてまいりたいと考えております。

次に、大きな２点目の国民健康保険事業についてでございます。何点か御質問をいただきましたので、順次お答えをいたします。

まず、１点目の被用者保険と国民健康保険税との比較問題についてでございます。世帯の状況により単純に比較できない部分がございますが、標準的な世帯で比べてみますと、国保のほうが負担が大きい状況ではないかと考えております。

なお、被用者保険の保険料につきましては、事業主の負担部分がございますので、個人負担としましてはさらに開きが出てくるものと思っております。

次に、本市の税率が他市に比べてどうかという御質問でございますが、当市は医療費の増嵩や制度改正への対応のため、近年でも平成20年度、また平成23年度と税率改正を行ってまいりました。県下でも上位の税率になっているものと認識をいたしております。国保財政の健全化に向けましては、税率改正とともに滞納整理課による収納対策の強化、ジェネリック医薬品の利用促進、特定健診の受診率向上対策など保健事業に積極的に取り組むとともに、一般会計か

らの支援につきましても、法定内繰り入れの完全実施に合わせ、交付税算入分の100％の繰り入れを行うとともに、保健事業費や乳幼児等への医療費助成に対する国のペナルティー補てん等一般会計からの繰り入れを行ってまいりました。また一方で、国・県に対し国庫負担割合の引き上げや財政支援、広域化の推進、支援金制度の改正要望などを行ってきたところでありますが、依然として厳しい財政状況が続いているところであります。

こうした状況を踏まえまして、国民健康保険運営協議会におきましてもこの点について御協議をいただいたところでございます。協議会の御意見といたしましては、国保会計の赤字をこれ以上累積させないためにも、一般会計からの繰り入れなど必要な方策を早急に行うことという御意見をいただいているところでございます。

議員さん御案内のように、国保税は医療分、後期高齢者支援金分、介護納付金分とに分かれておりまして、そのうち後期高齢者支援金分については特に負担が重くなってきているところであります。この後期高齢者支援金は、平成20年度に新しく制度が施行されました後期高齢者医療に対しすべての保険者が負担をするものでありますが、被用者の人数割のみで算定をし、負担をすることとなっております。したがいまして、本市のように市民所得の低い市町村保険者におきましても一律に１人当たりということで負担が求められているところでございます。したがって、この支援金を税収のみで賄うことは大変困難な状況であり、市町村国保財政悪化の大きな私は要因ではないかと考えております。平成20年度の制度開始以降、毎年5,000万円から6,000万円の不足となっているところでございまして、平成23年度におきましても後期高齢者支援金２億6,219万円の請求に対し税収や公費負担分を当てましても5,151万円の不足となっておりまして、これらのことが国保会計の赤字として積み上がっていると考えております。

議員さん御指摘のように、これ以上累積赤字をふやさないためにも、こうした後期高齢者支援金部分について一般会計より繰り入れを行うこともやむを得ないものと考えるところでございます。こうした点におきましては、本年度において対処をしてまいりたいと考えておりますので、議員の皆様方や市民の皆様方の御理解と御協力をお願いを申し上げる次第であります。

なお、あわせまして、前段で申し上げましたように国への制度改正につきましては、市長会や国会議員の方々に制度改正を強くこれからも要請をしてまいりたいと考えております。

私からは以上でございますが、市民課長から補足説明をいたさせますので、よろしくお願いします。

○議長（林　竹松君）　川上市民課長。

○市民課長（川上建司君）　濱口議員さんに市長答弁を補足させていただきます。

大きな２点目の国民健康保険事業についてでございます。

基本的な事項につきましては市長が御答弁申し上げましたとおりでございますので、私のほうからは数字などの細かい部分を御説明させていただきます。

まず、被用者保険と国保保険税との比較でございますが、世帯の状況や資産割等の状況によ

りまして単純比較はできませんが、国保の平均所得129万円で40歳代の２人世帯といったことで試算をいたしますと、国保税で年額25万4,600円、一方被用者保険では25万300円と国保のほうが4,300円高いといった状況にございます。また、被用者保険には国保のように個人均等割がございませんが、国保の場合世帯員が１人ふえるごとに均等割が３万5,700円加算されますので、その差はより大きくなってまいります。

次に、他市との税率の比較でございます。

国保税は医療分、後期高齢者支援金分、介護納付金分とに分かれておりまして、それらを合算をいたしまして世帯主に課税をされますが、それぞれに所得割、資産割、個人均等割、世帯平等割がございますので、単純に比較はできないところではございますが、それぞれの合計を申しますと所得割が12.5％、資産割が59.53％、均等割１人当たり３万5,700円、平等割が１世帯当たり３万7,800円となっております。他市と比較をいたしますと、所得割は高知市の14.64％に次ぎ２番目でございます。なお、高知市は資産割の賦課がございませんので、以下高知市を除きますと資産割で１番目、均等割で３番目、平等割で１番目に高いといった状況にございます。

最後に、安芸市との比較ということでございますが、所得割で1.3％、資産割で7.53％、均等割では800円、平等割で500円とそれぞれ本市のほうが上回っている状況でございます。以上でございます。

○議長（林　竹松君）　濱口太作君の２回目の質問を許可いたします。濱口太作君。

○８番（濱口太作君）　８番濱口。２回目の質問を行います。

国民健康保険事業についてお伺いをいたします。

確認の意味ということで質問をさせていただきます。

１回目の答弁では24年度に5,100万円の繰り入れがされるということでありまして、いよいよ市長も決断をされ、累積赤字解消に向けての取り組みが開始をされるという点で大いに評価をしているところであります。

ただ、繰入額が5,100万円というのは、残念ながら23年度の単年度赤字6,200万円には及びません。欲を言えば、23年度の単年度赤字を解消する程度の繰り入れを行うべきではないかというふうに感じました。そうすることが、これ以上累積赤字をふやさないという市長の姿勢が明確に示されるのではないかと思いました。しかし、取り組みの初年度ということもありまして無理は言いませんが、5,100万円という繰入額を考慮しますと、累積赤字解消のための実質的な取り組みは25年度からということになるわけですが、25年度は繰入額を増額し、本格的に累積赤字解消に取り組まれるんだなというふうに、これは私なりに解釈をしたところでありますが、そういう理解をしてよろしいのか、確認の意味でお伺いをいたします。以上です。

○議長（林　竹松君）　執行部の答弁を求めます。小松市長。

○市長（小松幹侍君）　濱口議員さんの２回目の質問に対してお答えをいたします。

まず、平成23年度におきましては、後期高齢者支援金の不足分が5,151万円不足をしているというふうに申し上げました。ただ、今回本年度何ぼ、幾らを繰り入れるかというのは、今後私はぜひ全体的な国保会計の推移あるいは一般会計の運営状況、収支状況というものを見きわめながらぜひ検討をさせていただきたい。その額に固執をするということではございませんし、平成23年度分の赤字をそのまま補てんしたいという考えもございません。ぜひ全体的な中で決めて幾らにするかというのは今年度中に議会へも相談をさせていただきたいというふうに思っております。以上です。

○議長（林　竹松君）　これをもって濱口太作君の質問を終結いたします。

次に、上野祥司君の質問を許可いたします。上野祥司君。

○７番（上野祥司君）　７番上野。平成24年６月議会におきまして一般質問を行います。

前段の議員さんと質問が重なる部分がありますので、御答弁よろしくお願いいたします。

１、室戸市の財政と世帯所得と人口減少。

社会保障の財源として消費税の増税が検討されております。医療保険、介護保険も財政的に厳しいものがあります。電力不足から電気料の値上げもあるのではないでしょうか。しかし、室戸市の現実には厳しいものがあります。小松市長はまず隗より始めよと室戸市の財政健全化に取り組んでこられました。大切な視点であり、御苦労も多く、否定してしまうつもりはありませんが、それによって室戸市全体が萎縮したのではないかという意見がございます。社会全体が右肩上がりのときの施策ではないのか、社会全体が沈んでいるときは独自の活性化策に重点を置くべきではないのか、市の財布の中身より市民の財布の中身を心配するべきではないのかと考えている市民がおります。私もその一人です。年を追うごとに税、公共料金は上がります。つまり可処分所得は下がります。個人の所得をそれ以上に上げない限り個人生活は厳しく、市税、自主財源はふえないのではないでしょうか。

他市町村と比べて自分たちの住む町は住みよい町と言えるのかと、さまざまなデータを分析して住みよい町ランキングというのがあります。ちなみに、2010年度版東洋経済新報社のランキングでは全国809市区中784位、指数が低いことは小松市長だけの責任ではありませんが、進むべき方向を間違えると人口減少はさらに加速されます。市の財政と世帯所得、人口問題と住民の考える住みやすさとは切っても切れない関係にあります。若者には将来に希望が持てる雇用の場を、高齢者には月に２万円でも３万円でも所得を上げる環境づくりを最優先に整えなければならないということは共通認識だと思いますが、結果が出ていないというのが現状ではないでしょうか。

先日の「むろとの日」のイベントでのトークライブの中で、室戸市の20代、30代の人口比率を取り上げた方がおられました。５歳ごとの年齢階級別に国勢調査の結果を見てみますと、グラフを参考資料に出せればわかりやすいんですが、ゼロ歳から４歳の人数の上に５歳から９歳、それから10歳から14歳というふうに階級別にグラフをつくってみますと、室戸市発足当時

は人口ピラミッドと言われるように三角形の形をしておりました。年を追うごとに無理にダイエットしてやせ細ったようになり、平成17年にはリンゴを丸かじりした跡のしんの部分とでも例えればよいのでしょうか、未来に希望が持てない状況にあります。何らかの手を打っていかないと、人口減少、人口減少とだけ言っていても未来は開けません。15歳から19歳の階層で人口が減るのは進学、就職という要因なのだと思います。平成22年の国勢調査では、人口１万5,210人、前回との増減数はマイナスの2,280人、増減率はマイナスの13.0、増減率では全国1,728市町村中のワースト46位、市では夕張市、歌志内市のマイナスの16.0に続くワースト４位となっております。

①ジオパーク集落点検、あらゆる手段を使って世帯所得の向上を図らなければならないと思いますが、その仕組みづくりはできているのでしょうか。

②専門的になっていけば、コーホート要因法などということになろうかと思いますが、そこまでいかなくても、年齢階級別に本市の人口を見ていけば、将来の人口動向はある程度予測できます。人口減少に歯どめをかける年代別の対策はあるのでしょうか。

２、室戸市の基本計画とその成果。

本市においても総合振興計画や環境基本計画等たくさんの計画が策定されております。計画はそれぞれがすばらしいものですが、実行が伴っていないのではないかと思われます。計画の策定委員を経験された方を含む市民の方数人と話し合う機会がありました。計画の策定段階になぜ市議会議員の姿がないのか、我々は仕事をしながら一生懸命参加しているのに、報酬をもらっている市議会議員がいないのはおかしい、本来議員がやるべき仕事ではないのか、計画はよくできているのに、実行が伴わないのは議会が市長の邪魔をしているのではないかというような質問をぶつけられ、決定するまでに議論はするが、決定したら議会が市長の邪魔をすることはありませんとお答えし、どこかを排除したり、足の引っ張り合いばかりしているのはもううんざりだというふうな話になりました。室戸市総合振興計画や環境基本計画は項目ごとに達成度を公表すべきではないかと思うのですが、行政マン及び行政経験者の方ほとんどが短期計画、アクションプラン作成時に見直しをしているとおっしゃいます。果たしてそれでよいのでしょうか。本来、計画と結果報告はセットであるべきと考えます。

①計画策定に議員がかかわらない、またはかかわれないのはなぜでしょうか。

②計画ほど実行が伴っていないのではないかと私は感じますが、執行部の実感はどのようなものでしょうか。

③計画がどこまで実行できたかを市民に公表すべきと考えますが、公表されているのでしょうか。してないのであれば、なぜしないのでしょうか、なぜできないのでしょうか。

以上３点についてお伺いいたします。

３、ジオパークとボランティア。

誤解を恐れずに言わせていただきますと、私たちの目標は11月に開催される日本ジオパーク

全国大会の成功ではありません。世界認定や大会の成功はあくまでステップであって、この室戸がジオパークでどのように変われるかであるはずです。表面的には観光入り込み客もふえ、活気が出てきたように見えますが、裏では今後を危ぶむ声も少しずつ大きくなっております。その理由はただ１つ、ジオパークで室戸市がどう変われるのか、将来像、全体像が見えてこないということではないでしょうか。

昼間、本市を訪れる人はふえています。その人たちがお金を落とすところが少ない。適当な場所に、テントづくりでもよいからだれでも出店できる市のようなものが考えられないかなどと話しております。

例えばガイドのあり方、いつまでボランティアなのか、有償ボランティアへ進まないのか、今のままなら無償に近いガイドさんが休むことができるガイドステーションのような設備が必要ではないかと思います。ボランティアとは、自主性、無償性、公益性、創造性が求められますので、現状のジオガイドさんが厳密な意味でボランティアなのかはわかりませんが、ボランティアの崇高な精神は皆さんがお持ちです。ジオガイドさんを初めボランティアやボランティアに限りなく近い状態でたくさんの市民がかかわっております。その方たちの心の中は、生まれたばかりのジオパークに期待し、自分たちのできることは何でもやるのでその間に室戸市の将来像を示してほしいというものではないでしょうか。たくさんの人のそんな気持ちが切れてしまわないうちに第２章へ、第２幕へ進まなければならないと思います。何にも新しいものが見えてこないねとあきらめの気持ちが芽生え始めた人もおります。

昨年、小笠原が自然遺産に、奥州平泉が文化遺産にと２つの世界遺産が誕生しました。世界遺産の場合、選定されれば、認知度、報道等の差もあり観光入り込み客はふえているようです。保護するだけではなく、持続可能な地域の経済活動を目指すジオパークにかかわる人間は常にこのことを意識し、取り組まなければならないと思います。

新しい料理、お土産ものができると、マスコミ等で紹介はしてもらえますが、その後どうなっているのでしょう。それぞれの商品が月どのくらい売れているのか等の追跡調査はできているのでしょうか。

１点目の質問、ジオガイド、観光ガイドは今のままなのか、有償ガイドは考えないのか。

２点目、ガイドステーションを用意する考えは。

３点目、ジオパークでできる地域経済発展への具体的な道筋は示せないのか。

４点目、民間がつくり出した新しい商品の追跡調査は行われているのか。

以上、４点についてお伺いいたします。

４、指定管理者制度について。

指定管理者制度は、公の施設の運営に民間事業者等が参入することで民間の有するノウハウ等により住民サービスの質の向上を図ることを目的に平成15年９月に設けられた制度です。もう一つは、それまでの委託管理ではできなかった運営経費の節減を図ることを目的にしている

と思われます。指定管理者制度に対しては当初から問題の多い制度だと感じておりましたが、すべての施設が指定管理で運営しなくてもよく、運用で対応できるのかなと思っておりました。本市にも指定管理者制度を採用しているいろいろな施設がありますが、シレスト、キラメッセなどの営業施設の指定管理についてお伺いいたします。

キラメッセからは施設使用料が支払われ、シレストむろとには指定管理料を支払うという違いがありますが、営業施設というものは、例えば図書館などと違いサービスを提供するために原材料が必要となります。施設を設置した自治体としては、できれば地元の商品、地元の材料を使ってもらいたいという思いもあるはずですが、健全な運営をするためにと大量一括仕入れでよその材料が入ってきます。特に大手、日本全国で幾つも同じような施設を運営しているような事業者には起こりがちです。そうすれば、地元の特徴というのが失われてしまいます。

仮にシレストむろとの指定管理料3,700万円を室戸市民が利用した場合の補助と考えた場合、昨年度の老人クラブ等関係の利用に関する補助500円で3,700万円を割りますと、延べ７万4,000人が利用する金額になり、シレストむろとには７万4,000人が利用すれば700円掛ける７万4,000人で5,180万円の利用収入が生まれるような計算になります。年間７万4,000人の利用者があって赤字になるというのは営業施設ではないような気がします。私は営業施設の指定管理に対する市の考えは甘いのではないか、管理者にももう少し営業努力を求めるべきと思っております。室戸市がつくった施設ですので、どこが運営するにしても利用に関しては最大限のバックアップはすべきです。

株式会社ＭＵＲＯＴＯの最終決算はまだ出ていませんが、よい数字で決算が上がることはないと思います。執行部には苦い経験をされた３名がいらっしゃるわけですから、今後うまく指定管理者制度を活用していただきたいという願いもあり、次の質問をさせていただきます。指定管理者制度をうまく活用できておりますか。

５、防災対策について。

国道の海抜表示を調べてみました。市内に57カ所の国土交通省が設置した海抜表示があり、国道の海抜は７メートルから12メートルというところでした。改めて大きな津波が来たらすべて波に洗われる国道が寸断される可能性を実感いたしました。津波が起こったらまず独自の力で避難する、その後集落ごとで何日かは助け合わなければならない、生活用品の備蓄が必要、避難場所に備蓄倉庫を建て、住民が備蓄品を置く、例えば災害時に２日その避難所に帰らない住民の備蓄はその後住民全体のものとするとか、そんなルールをつくるとか、今後やらなければならないことはたくさんあります。防災対策室だけの問題ではなく、市役所全体で取り組まなければならないのではないでしょうか。

６月３日付の高知新聞に、伊方原発再稼働に関して県内市町村長へのアンケート結果が掲載されております。原発の安全基準はまだ流動的、全国での岩手県や宮城県の震災瓦れきの処理の引受状況等を見ますと、県内で一番人口の少ない市ではあるが、また伊方とは対角線上にあ

り一番遠い市ではあるが、１万6,000人の市民の利益と生活がかかっているので、再稼働の判断に市町村も加わらせてほしいと言っていただけたらよかったという思いがあります。

①防災対策は市単独でできることではなく、国や県が用意した財源に頼らなくてはならない部分がありますが、他自治体と比べて防災対策がおくれていることはありませんか。

②今後の津波避難等の住民説明会はその地区の市職員がやるなど、市役所全体で取り組む考えはないんでしょうか。職員の防災意識のより一層の向上、市民には人任せではなく自分が判断しなければならないという意識の芽生え、市民と地元職員の顔つなぎ、行政からの一方通行の報告だけでは防災、減災は進まないということをわかってもらえるのではないでしょうか。

③番目、市職員や自主防災のリーダーだけではなく、正確な情報を伝達する人をふやしておくことを考えないのでしょうか。平成22年２月のチリ地震の津波避難の後、６月議会で議員へもメールでよいので情報をいただけないかという質問に対して、今後協議するとの御答弁だったように記憶しております。非常時の正確でない情報ほど怖いものはありません。

④伊方原発再稼働の手続に市町村が加わらなくてもよいと回答された理由は。

以上、４点についてお伺いいたします。

６、集落点検、集落調査の結果と今後。

23年６月定例会で集落点検について質問いたしました。本年５月から集落支援員を２名雇用しており、今後県の集落調査にも同行し、集落の実情や生活支援、産業振興などについて聞き取り調査、アンケート、地域住民との話し合いをする対象地区は中山間地区35程度を予定しているとの御答弁がありました。対象地区、点検の方法、結果を少し詳しく御説明願います。室戸市の問題点、今後の進むべき方向性が見えたのではないでしょうか。住民サイドに行政任せ、行政頼りの思考があります。その中で行政は自助、共助、公助と言いますが、具体的に何をどうするかは言いません。津波に対する避難計画策定のため常会単位のワークショップは市民の活発な議論がありました、身近な自分のことだからだと思われます。集落点検をお願いしたのは、身近なこと、自分たちのことを話し合う中で自分がやるべきこととやれないこと、集落がやるべきこととやれないこと、各集落の問題点と行政がやれる解決策を住民と行政のそれぞれが確認、共有しながら前へ進んでいけると考えたからです。一集落一品の商品をつくる、その販売場所、販売ルートは行政が受け持つ、150の集落がつくる150の特産品を販売できる直販所、マルシェむろととでも言いましょうか、そんなものをつくる、その商品群からよくできたものを外商する、そんなことができれば室戸市は少し潤うだろうと考えております。実際に中山間の集落に入って住民は住みやすくなったと意識しているのでしょうか。そして、住民の望むことは無理なお願いなのでしょうか。特に飲料水や生活用水の確保、移動通信機器の電波の問題等が気にかかります。

そこで、質問です。

①集落点検はどのように実施されたのか、時期、対象集落、集落に入った回数、調査内容、

協議内容等についてお伺いいたします。

②高知県は集落調査の報告書を出しております。室戸市独自の報告はないのでしょうか。

③問題点や課題とされる事例にどのように取り組むのでしょうか。

④高知県の考える集落支援センターについて、本市はどのように取り組むのでしょう。

以上、４点についてお伺いいたします。

これで１回目の質問を終わります。

○議長（林　竹松君）　執行部の答弁を求めます。小松市長。

○市長（小松幹侍君）　上野議員さんにお答えをいたします。

まず、大きな１点目の室戸市の財政と世帯所得と人口減少についてであります。

１点目の所得の向上の対策についてでありますが、分野別に申し上げますと、農林業の分野におきましては、農業者戸別所得補償制度の活用や土佐備長炭の研修窯設置への補助による新規生産者及び生産量の拡大、施設園芸などでは天敵栽培やレンタルハウスの補助による経費の節減と作物単価の向上、またインターネットを活用した販路の拡大による所得の向上に努めております。

次に、水産業の分野におきましては、キンメダイや無神経サバ、おとめまぐろのブランド化による魚価の向上、スジアオノリ養殖事業の生産量向上による収益アップ、またスラリーアイスを活用した魚の鮮度保持による魚価の向上などに取り組んでまいります。

そして、観光産業の分野におきましては、ジオパークを活用した交流人口の拡大による飲食や宿泊、土産物販売など地域振興や経済の活性化につなげ、所得の向上を図ってまいります。

また、商工業の分野におきましては、地域振興券の販売による市内商業者の所得向上を図るとともに、企業誘致等の取り組みについても雇用の拡大や所得の向上につながるものと考えております。そのほか、議員さんも御指摘のようにあらゆる手段と対策により所得の向上につなげていかなければならないと考えております。

次に、２点目の世代別の人口減少対策についてでございますが、この点につきましては、前段の議員さんにもお答えをいたしましたように、まず少子化対策への取り組み、そして生産年齢層への対策、高齢者層への対策を推進をするとともに、そのほか未婚化対策、移住促進事業などに取り組んでいかなければならないと考えております。これまでにも申し上げてまいりましたが、人口減少対策といたしましては、子育てから高齢者支援に至るまでの世代ごとの具体的な施策の取り組みを初め総合的な対策の実施により人口減少に歯どめをかけることが必要であると考えております。

次に、大きな２点目の室戸市の基本計画とその成果についてでございます。

１点目の計画策定への議員の関与についてでございますが、平成13年３月議会におきまして議会の審議権と執行権の分野を明確にするため、執行機関の附属機関等に議員が委員として参画しない決議がされているというふうに理解をいたしているものでございます。この件につき

ましては、ぜひ議会内部において検討をされるべき問題ではないかと考えております。

次に、２点目と３点目につきましては、関連がありますので、あわせて御答弁をさせていただきます。

議員さん御案内のように、総合振興計画や行財政改革プランなどを初めといたしまして計画の策定が法で定められているものや独自に策定しているものまでを含めますと、当市には40以上の計画がございます。それらの実施状況でありますが、例えば集中改革プランにおきましては、平成17年度から平成22年度までの計画として取り組んでまいりました。そして、その結果は各項目の取り組みということで申し上げますと、１、行財政の効率・スリム化が88.9％、２、民間活力の導入・活用が100％、３、定員管理及び給与の適正化が100％、４、公社の経営健全化及び見直しが50％、５、収支の状況が100％という取り組み実績となっております。また、財政的な改善効果といたしましては、数値化できるものだけで計画期間中に約8,300万円の歳出削減を確認をしているところでございます。このような実績を踏まえた中でなお行財政健全化を図る必要があることから、新たに行財政改革プランを策定し、平成23年度から３年間の取り組みを進めているところでございます。その他の計画におきましても、計画の策定、実行、検証、改善を行っておりますが、計画の検討委員会等においてできるだけ数値化することや進捗率が計算できる形となるよう、そうした指導や努力をしていかなければならないというふうに考えております。

また、公表につきましては、担当する協議会や委員会での説明やホームページ、広報などにより公表しているところもございますし、また行政説明会などを活用して周知に努めている部分もございますけれども、なお今後におきましても計画の策定や実施状況、実績状況というものを広く周知していくことは大変大事であるというふうに認識をしておりますので、今後とも周知方法等についてぜひ検討をしていきたいと考えております。

次に、大きな３点目のジオパークとボランティアについてでございます。

２点目の大きな３点目の中の②でありますが、ガイドステーションを用意することについてでございます。これにつきましても、前段の議員さんにも申し上げたところでございますが、室戸岬のインフォメーションセンターは室戸ジオパークの案内とガイドの拠点として活用をいただいているところでありますが、施設は既設のものを改修して利用しているものでございますので、十分ではないと考えております。新たに建物をつくることにつきましては法的な規制もあり大変難しい地域ではございますが、なお新しい施設を設置することとともに、かわりの施設につきましても代替施設ができないかというようなことにつきましても、あわせてジオガイドさんの御意見もお伺いをするとともに、よりよいガイドができる体制や場所づくりというようなものについて取り組んでまいります。

次に、３点目の地域の経済発展への道筋についてでございますが、これまでにも申し上げておりますように、ジオパークは貴重な地質資源を保護するとともに、地域経済の持続的な発展

や教育への活用が大きな目的となっております。地域経済の持続的な発展のためには、交流人口の拡大や商品開発などにより経済波及効果を生むことが重要となってまいります。

まず、交流人口の拡大では、ジオツアーや自然を生かした体験観光、教育機関による巡検などの取り組みを進めてまいります。

次に、商品開発については、ロゴマークのブランド化による地場産品の販売拡大とお土産物などの商品開発など活性化に向けた取り組みを進めてまいります。そして、地域経済の発展は私たち行政だけの力では私は完結をできるものではないというふうに考えております。市民の皆さんや企業の方々の取り組みが不可欠でございます。これまでにも多くの方々の取り組みにより商品開発などが進んできておりますが、室戸ジオパークは世界ジオパークという大きなブランドをいただきましたので、このことを最大に生かすことにより地域経済の持続的な発展につなげていただきたいと考えるところでございます。

次に、大きな４点目の指定管理者制度についてでございます。

議員さん御案内のとおり、この制度は広く民間事業者等に公の施設の管理を代行させ、市民サービスの向上、経費の節減を図りながら、多様化する市民ニーズにより効率的、効果的に対応していくための制度でございます。そして、キラメッセ室戸は本市固有の地域資源を活用した農業、農村の活性化を図ることを目的とした施設でございます。また、シレストむろとは地域資源である海洋深層水を活用した市民の健康づくりとともに交流人口の拡大促進による地域の活性化を図ることを目的とした施設でございます。したがいまして、その施設の目的や収益性などによって指定管理料なども違いがあるものと認識をいたしております。また、これらの施設の指定管理者につきましては、室戸市公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例や規則等に基づきヒアリングや審査を行った上で指定を行い、議会の議決をいただいた上で取り組んできているところでございます。したがいまして、いずれの施設も指定管理者制度の趣旨に沿った運営を行っていただいているものと考えております。

また、株式会社ＭＵＲＯＴＯについてでございますが、３年間の経営状況は決してすばらしいというものになったとは思っておりません。後から考えますと反省すべき点もございますし、私も責任を感じているところでございますが、しかし私どもはこれまでにも申し上げてきましたように、多額の補助金を受けた施設であり途中でやめることはできないなど、本当に限られた条件の中で最善の対処をしてきたものと考えております。甘い考えで対応してきたとは思っておりませんし、私自身も大変な中で苦労し、取り組んできたというふうには思っておりますが、しかし市の職員の方々には大きな負担や苦労をかけてきたというふうに感じているところでございまして、これまでの取り組みに対しては感謝をいたしているところでございます。今後とも、これらの施設運営につきましては、指定管理者に対する指導や連携によって施設の目的を踏まえ、市民の方々のためになる施設となるよう今後とも努めていかなければならないと考えております。

次に、大きな５点目の防災対策についてでございます。

本市における防災対策につきましては、現在総務課防災対策室を中心に取り組んでいるところであります。本年度は国の補助制度を活用しながら、これまで整備ができてなかった防災行政無線の整備などに取り組んでいるところであります。今後も継続をして社会資本整備総合交付金や高知県津波避難対策等加速化臨時交付金など国や県の制度を有効に活用しながら市民の生命と財産を守るための防災対策の実施に努めてまいります。

次に、住民への説明会などはその地区の職員が行うなど市役所全体で取り組みをしてはどうかという点でございますが、防災対策には津波避難対策を初めとしてさまざまな分野がございます。それぞれの取り組みが必要でありますので、各部署を横断的に組織し、地区ごとに支部を設置をしている災害対策本部の組織がございます。これらの組織を有効に活用し、全体的な取り組みとなるようなことについても考えていきたいと思っております。

次に、正確な情報を伝達する人をふやしておいてはという点でありますが、御指摘のように災害発生時における情報伝達は非常に重要であると考えております。したがいまして、先ほども申し上げておりますように、情報伝達については一斉通報のできる防災行政無線を整備するよう取り組んでいるところでありますし、またソフト面におきましても自主防災組織連絡協議会の設立などによりまして自主防災組織のネットワーク化を図るとともに、中心となっていただけるリーダーの養成を初めとする人材の育成が必要であると考えております。

先日、県の南海地震対策再検討特別委員会の県議さん11名が当市に来られました。当市の防災対策の取り組みについて、その中で説明をさせていただきました。防災公園の完成、津波避難計画の策定、防災マップの作成、平成24年の取り組みをそうした中で説明をしたところでございます。一定の評価を私はいただいたというふうに思っておりますが、今後スピード感を持ってこれらのことには取り組んでいかなければならないと考えております。

次の質問に移りますが、高知新聞によるアンケート調査結果に対するお尋ねだったと存じます。私は県として多くの専門家の方々の意見を聞くとともに、広域的な問題であることから市町村の意見も総括をしていただき、対応していくべき問題ではないかと考えて答えたところでございます。

次に、大きな６点目の集落点検の結果と今後についてでございます。

１点目から３点目までにつきましては、担当課長から説明をいたさせます。

４点目の集落支援センターの取り組みについてでございます。

集落点検につきましては、議員さん御案内のとおり、若年層の流出や少子・高齢化、コミュニティー不足などにより地域の機能低下から集落の維持が困難となっている地域が増加をしていることから、集落の日常生活を支える仕組みづくり、集落をみんなで支え合う仕組みづくり、集落活性化につながる仕組みづくり、生活環境施設の整備などが大切であると考え、取り組んでいるところでございます。そして、県の集落活動支援センターの取り組みにつきまして

は、地元住民や団体が地域おこしや福祉活動を行って地域を支える仕組みをつくっていこうとするものでございます。当市では、福祉分野において各地域ごとにげんきクラブ事業やミニデイサービス事業などが行われているところでありますが、産業おこしの分野においても集落で話し合いを持ち集落の要望や課題を聞き取るとともに、集落整備の計画を策定した上で集落支援活動事業を進めていかなければならないと考えております。

いずれにしましても、当該事業は地域の方々と連携、協働することが大切でございますので、集落支援センターのことも含めてしっかりと対処してまいりたいと考えております。

私からは以上でございますが、関係課長から補足説明をいたさせますので、よろしくお願いします。

○議長（林　竹松君）　久保総務課長。

○総務課長（久保信介君）　上野議員さんに、大きな５点目の防災対策につきまして市長答弁を補足させていただきます。

議員の皆さんへのメールによる災害情報などの提供の件についてでございますが、このことにつきましては、市が現在利用しております職員向けのメールシステムに議員の皆様方のメールアドレスを登録していただくことで一定の情報提供ができるのではないかと考えております。現在市が利用しております職員向けのメールシステムといたしまして２通りございまして、そのうちの一つはＪ－ＡＬＥＲＴと申します全国瞬時警報システムと、もう一つ、ｉトピックスプラスというサービスによります職員参集メールシステムでございます。

１つ目の全国瞬時警報システムは、気象庁から送られてくる気象関係情報などを人工衛星を介して同報系防災行政無線を自動起動できるというシステムで、それらの情報を自動でメール発信できますが、アドレスの登録数に一定の上限等がありまして、増枠といいましょうか、登録数をふやすことについては費用が伴うこととなります。

それから、もう一つの職員参集メールシステム、これはパソコンからあらかじめ登録した複数の携帯電話に一斉にメール発信ができるというものでございまして、応答内容も確認できるサービスでありますが、たくさんのアドレスを一斉に登録することができますけれども、メールの発信が職員による手動発信が必要となってございます。

いずれの方法によるのかも含めまして、どのような場合にどのような情報をメールでお送りしていくのかというふうなことにつきまして今後協議をさせていただきたいと存じますので、よろしくお願いをいたします。以上でございます。

○議長（林　竹松君）　萩野企画財政課長。

○企画財政課長（萩野義興君）　６の集落点検について市長答弁を補足いたします。

１点目の集落点検（調査）はどのように実施されたかでございますけれども、高知県は平成22年10月に実施されました国勢調査の結果を受け、人口減が深刻な中山間地域の生活実態を把握し、集落の維持・再生のための施策に活用するため、23年８月から24年１月にかけまして集

落調査を行いました。調査対象集落は、県下の50世帯未満の集落で県下では1,359集落が対象となっております。室戸市では、山村地域の41集落について県の調査員とともに本市の集落支援員も同行しまして、訪問、面会による集落代表者聞き取り調査を実施いたしております。また、そのうち６集落につきましても個別の配布を行いまして世帯アンケートも実施いたしました。

２点目の室戸市独自の調査報告でございますが、今回県の調査に本市の集落支援員が同行し調査を行ったものでございます。同時に調査を行ったと考えていいかと思います。本市独自で調査をする予定はございません。調査結果については県のホームページに公表されておりますが、概要としまして、93％の住民が集落への愛着や誇りは持っており、76％が今後も住み続けたいと考えている一方で、集落の主要産業の後継者は存在しない、わからないは77％を占めております。また、集落の活性化に必要なことは、住民のやる気、意欲が43％、活性化の取り組みとしては、集落の資源を生かした取り組みや近隣集落との連携、コミュニティーなどが必要と回答しております。

これを踏まえまして、３点目の問題点や課題とされる事例にどう取り組むのかでございますが、本市の取り組みといたしましては、集落の維持・再生事業と位置づけまして、いつまでも幸せに暮らせる集落づくりを目指し、まず集落での話し合い、次に集落みずからの意思とみずからの手で何に取り組んでいくのか、計画を作成いたしまして実施していくという方向で進めております。

それに対しまして、市の関係各課、それから高知県、関係機関等が人的、財政的な支援をするという形で進めております。本年１月からは６集落をモデル地区といたしまして既に延べ13回集落の皆さんと話し合いを重ねております。年度内に各集落の計画を作成したいと考えております。その他の集落につきましても、順次進めていく予定ではおります。

集落の話し合いの内容といたしましては、大きな概要といたしましては、１、集落の産業を守り育てる取り組みといたしまして、地域の農産物の販売促進、新規作目の導入、特産品開発など地域で一定の収入を得ることができる仕組みづくりでございます。

２点目といたしまして、集落での生活を支援する取り組みとして、高齢者の買い物や通院支援、それから飲料水の確保などという生活支援でございます。

３点目といたしまして、地域のコミュニティーづくりへの取り組み、伝統文化行事やイベントなど地域の集まりへの支援でございます。

４点目といたしまして、集落に人が来てくれる取り組みといたしまして、地域の自然環境を生かした公園や花づくりなどを今話し合っております。本計画の取り組みを進めるためには、集落の方々のやる気と意欲に加え、県、関係機関などとの連携が重要ですので、御理解と御協力をよろしくお願いいたします。以上でございます。

○議長（林　竹松君）　和田ジオパーク推進課長。

○ジオパーク推進課長（和田庫治君）　上野議員さんに、大きな３点目の１と４につきまして市長答弁を補足させていただきます。

まず、①のジオガイド、観光ガイドは今のままなのか、有償ガイドは考えないのかについてでございますが、現在室戸岬におけるジオガイドにつきましては、室戸市観光ガイドの会の登録ガイドさんが対応していただいておりまして、連日多くの観光客の皆様に楽しんでもらっているところでございます。料金は有償でございまして、お客様１人当たり300円を基本としておりますが、11名以上は270円の料金となっております。そのガイド料を負担していただいております。そのうち３分の２はガイドさんの報酬として、残りの３分の１は運営費になっているというふうに伺っております。先日、島原で行われました第５回ジオパーク国際ユネスコ会議でもジオパークにおけるガイドの重要性が語られるなど、その必要性は高まってきておりまして、室戸ジオパークとしましては、ジオガイドさんやジオマスターさんと連携をしてさらにステップアップができるように努めてまいります。

次に、４点目の民間がつくり出した新しい商品の追跡調査についてでございます。

現在室戸ジオパークのロゴマークの使用を許可しました商品は、グッズ類が15点、加工食品類が72点、飲料水が12点、野菜、果物類のパッケージなどに16点、衣料品関係で４点、計119点でございます。いずれの商品におきましても、現在のところ追跡の調査は行っておりません。今後はロゴマークを許可の際に定期的な御報告がいただくことができないかということを検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（林　竹松君）　上野祥司君の２回目の質問を許可いたします。上野祥司君。

○７番（上野祥司君）　７番上野。２回目です。

質問というより、今回かなり前向きな御答弁をいただいたように思いますので、ぜひその方向で頑張っていただきたいと思います。私たちもできるだけの協力はさせていただきます。

それともう一つ、室戸市の基本計画とその成果の中の１番目、議員がどうしてかかわれないか、かかわらないかというところは、私の勉強不足のところがございましたので、いろいろ御迷惑をおかけいたしました。以上です。

○議長（林　竹松君）　これをもって上野祥司君の質問を終結いたします。

これにて日程第１、一般質問を終結いたします。

以上で本日の日程は終了いたしました。

なお、明日19日は大綱質疑であります。午前10時にこの議場に御参集をお願いをいたします。

本日はこれにて散会いたします。

御苦労さまでございました。

午後３時52分　散会